

～心豊かな人権文化を目指して～

多久市人権教育・啓発基本方針

【第一次改訂】

多 久 市

— 目 次 —

第1章 基本的な考え方

1 「多久市人権教育・啓発基本方針」の改訂趣旨	1
2 基本方針の基本理念	2
(1) 基本理念 — 共生社会の実現	2
(2) 目標 — 人権文化の創造（人権という普遍的文化の構築）	3
(3) 基本姿勢 — 生涯を通じた人権教育・啓発	3
3 基本方針の性格	4
4 人権をめぐる国内外の動向	4
(1) 国際的な動向	4
(2) 国内の動向	6
(3) 県の動向	7
(4) 市の取り組み	8

第2章 人権教育・啓発の推進

1 人権の視点に立った行政の推進	10
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	10
(1) 家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進	10
(2) 学校における人権教育・啓発の推進	12
(3) 職場における人権教育・啓発の推進	13
3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	14
(1) 行政職員	14
(2) 教職員・社会教育関係職員	15
(3) 医療・保健関係者	15
(4) 福祉関係者	16
4 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進	16
5 相談・支援・救済の推進	16
(1) 相談・支援体制の充実・強化	17
(2) 救済体制の整備	17

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題	18
2 女性	22
3 子ども	25
4 高齢者	29
5 障害者	32
6 外国人	34
7 患者等	36
8 犯罪被害者等	39
9 インターネットによる人権侵害	40
10 人権に関わるさまざまな課題	41

第4章 推進体制等

1 推進体制等の整備	44
(1) 市の推進体制	44
(2) 国、県、関係団体等との連携	44
(3) 市民、企業、民間団体等との連携	44
2 人権施策の公表と基本方針の見直し	45
(1) 人権施策の公表	45
(2) 施策の点検・評価	45
(3) 基本方針の見直し	45
用語解説	46

付属資料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	52
多久市部落差別撤廃、人権擁護に関する条例	54
多久市人権教育・啓発基本方針第一次改訂策定委員	56

第 1 章 基本的な考え方

1 「多久市人権教育・啓発基本方針」の改訂趣旨

多久市（以下「本市」という。）では、平成 12（2000）年 8 月に「人権教育のための国連 10 年多久市行動計画」を策定し、本市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにして、その推進を図ってきたところです。

また、この行動計画は、人権教育・啓発について、長期的な方向性を示す基本計画としての性格を有するものであると同時に「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを推進していくための多久市の行動計画として位置づけてきたところであり、その終期である平成 16（2004）年を当面の目標年として推進してきました。この成果を踏まえ、平成 21（2009）年 3 月に基本方針の策定を行いました。

基本方針の策定から 10 年近くが経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、各種人権課題は複雑化、多様化してきており、さらにはヘイトスピーチや性的指向等に関わる人権、子どもの貧困など新たな課題も顕在化してきています。

この度、こうした状況変化に的確に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の第一次改訂を行うこととしました。

なお、今回の策定に際しては、平成 12（2000）年 12 月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14（2002）年 3 月に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」との整合性を持たせるとともに、平成 28（2016）年 12 月に成立した「部落差別解消推進法」の主旨を生かしながら、*多久市部落差別撤廃・人権擁護審議会等の市民の方々の提言、意見を取り入れています。

特に本市には、中国の偉大な思想家・教育家であり、また儒学の祖といわれている*「孔子」を祀って、その中心となる*「多久聖廟」が 310 余年前に建立されました。

多久独自の教育方針は、志あれば東原庠舎で文武両道を学ばせ、特に「仁」や「恕」の心（思いやりの心）を学ばせたという歴史もあり、今でも先人が培った自由・進取の精神にあふれた市民の旺盛な自治精神に支えられてまちづくりが進められ、独自の文化が創造される誇るべき歴史を有しており、自立的な市民意識は今日まで息づいています。

また、これまでに蓄積された人権・同和教育における実績、成果を十分踏まえて、今後、本市が策定する各種の計画、プラン、指針などとの整合性に留意しつつ、それぞれの改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権教育・啓発を総合的に推進することとします。

《今回の主な見直し点》

- 基本方針の策定以降の新たな問題への対応、市の各種計画・指針等との整合
- 特に重点的に見直しを行った項目
 - ・ 同和問題（部落差別解消推進法の理念の取込み）
 - ・ インターネット等による人権侵害の実態紹介と基本理念への取込み

- ・ 性的指向・性自認等（L G B T s ・ 性的少数派・セクシャルマイノリティの尊重）

2 基本方針の基本理念

(1) 基本理念 ― 共生社会の実現

今日、世界では、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交う※ボーダレス化が進んでいます。特に、近年のスマートフォンの急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、誰でも手軽に世界に向けて情報発信ができるようになっていきます。こうした状況変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャルの世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。同時に今なお、世界各地において地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、※テロなど深刻な人権問題が後を絶ちません。

私たちの周りでも、※児童虐待、配偶者等への身体的・精神的な暴力である※ドメスティック・バイオレンス（DV）などの重大な人権侵害事例が認められています。

また、同和地区出身者や障害者、※ハンセン病元患者、※H I V感染者などに対する偏見や差別意識も完全には解消されているとは言い難く、市民の生活にかかわるあらゆる場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、「人権が尊重される社会」を実現することが大きな課題となっています。

さらには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活は、※地球の温暖化や※オゾン層の破壊、※酸性雨、森林破壊、※砂漠化などの原因となり、人類の存亡に関わる地球規模の環境問題も一層深刻となっています。

このように、人権問題や環境問題など地球的取り組みが求められている21世紀において、私たちは、日常の行動が世界につながっていることを認識して、一人ひとりが地球的視野から考え、行動する「※地球市民」としての自覚をもち、人と人、人と自然、都市と農村、国と国などがお互いに認め合い、共生して行くことが必要になっています。

日本国憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は※門地により・・・差別されない」と規定されています。

人は、それぞれに異なる生活文化を持ち、個性や価値観も違い、また、民族や国籍の異なるさまざまな人々が共に暮らしています。

しかし、わが国においては、これらの違いを否定して同質化を求めたり、同質なもののの中に、違いや序列を作り出して排除するような状況がみられます。

このような状況に対して、一人ひとりの個性、違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、交流を深める「共生」の心が求められています。

基本方針では、性別、国籍、世代などさまざまな違いを越えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「※共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

- ① 一人ひとりが個人として尊重される差別のない社会
個人の尊厳が尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現をめざします。
 - ② 一人ひとりが個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
すべての人は平等であって、性別や年齢、障害の有無などによって差別されず、一人ひとりのさまざまな個性や生き方の可能性を大切に、個性や能力を十分発揮できる機会が保障されている社会の実現をめざします。
 - ③ 一人ひとりが個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会
人権が尊重される社会の実現のためには、すべての人が、それぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが必要であり、自分を大切にすると同時に他人を思いやる心を持って共に生きていく社会の実現をめざします。
- 以上の3つの社会づくりをすべて実現することにより、基本理念である《すべての人々の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現》をめざしていきます。
- この基本理念を、今後の人権施策に反映させるとともに、国や県、民間団体等、地域住民、企業等との協力・連携を推進します。

(2) 目標 — ＊人権文化の創造（人権という普遍的文化の構築）

すべての人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらにして持っています。

この人権は、すべての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は人類普遍の原理として、わが国の憲法の基本的理念の一つとなっています。

＊基本的人権の尊重は、すべての国民に憲法によって保障されたものですが、人権尊重を今日の社会のすみずみまで根づかせるためには、すべての人が、人権尊重を日常生活のあらゆる場面で意識していくこと、そして、そのような人権意識のもとに積極的に社会に関わっていくことが必要です。

自らの生き方を大切にしながら、他者の人権を尊重すること、また、相互理解を深めることによって育まれる共生意識というべきものを、人々の日常生活の営みの中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させることが、普遍的文化の創造と考えることができます。

基本方針においては、このような人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標としています。

(3) 基本姿勢 — 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に普及定着させるためには、人権教育・啓発を人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が主体的に人権について学び、行動していくことを目標とする必要があります。

「人権教育のための国連10年・決議」においては、「人権教育は、単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人の尊厳について学び、またその尊厳をすべての社会で確立するため、生涯にわたってその方法と手段を学ぶことである」と定義されていますが、市民の人権に対する関心は多様で、その程度も

さまざまです。

したがって、市民が生涯を通じて、人権問題を身近な学習課題の一つとして捉えることができるように、また、一人ひとりの学習が、知識の修得から人権尊重のための取り組みへと高められるように、学習の場、学習の方法、学習テーマの設定などを工夫することが求められています。

そのため、人権教育・啓発を生涯を通じた重要なテーマとしてとらえ、市民の学習活動を効果的に推進することとします。

3 基本方針の性格

- (1) ※「多久市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」及び現在の基本方針（「人権教育のための国連10年多久市行動計画」）を継承・発展させ、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市のさまざまな施策の取り組みに当たっては、この基本方針を尊重し推進するものとします。
- (2) 基本方針の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に対応するものです。

4 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な動向

多くの人命が失われた二度の世界大戦により、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識されるようになり、人権を国際的に保障することが必要と考えられるようになりました。

第二次世界大戦が終結に向かう中で、昭和20（1945）年に「国際の平和及び安全を維持・・・人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する（国連憲章第1章）」ことを目的として、国連が設立されました。

また、核保有をめぐっての対立がエスカレートし緊張が高まる中、一触即発の危機も危ぶまれています。平和を守ることこそが、人権を守ることにつながることを改めて、世界に広げていく必要があります。

この国連の昭和23（1948）年の第3回総会において、すべての人民とすべての国が達成すべき人権の基準を定めた「※世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言が採択された後、国連では、この宣言に実効性を付与させるための「※国際人権規約」が昭和41（1966）年に採択されたのをはじめ、「※難民の地位に関する条約」「※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「※児童の権利に関する条約」など23の人権関係諸条約が採択されました。

また、女性や障害者等の重要なテーマごとに「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」などの国際年を定め、それぞれの課題を解決するための取り組みが展開されました。

このような国際社会での取り組みにもかかわらず、東西の冷戦終了後、世界各地での地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など深刻な問題が表面化しましたが、一方で、東西対立の崩壊は、国際社会全体での論議を可能にする環境をつくり出し、人権問題の解決に向けて

取り組む気運が高まりました。

平成 5（1993）年には、世界人権宣言 45 周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。

この会議では、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の必要性が強調されました。

その後、国連としての人権に関する取り組みが強化され、平成 6（1994）年には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設されました。

そして、平成 6（1994）年の第 49 回国連総会では、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されるとともに人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・プログラムを述べた「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。この「人権教育のための国連 10 年」の取り組みにより、人権教育の推進の方向がつけられ、各国において、国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取り組みが推進されてきました。

さらには、平成 16（2004）年の第 59 回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう、「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」を平成 17（2005）年から開始する決議が採択され、21 世紀を人権の世紀とするための取り組みが推進されています。

現在は、「人権教育のための国連 10 年」を継承する※「人権教育のための世界計画」に取り組まれており、初等中等教育での人権教育を主眼とした第 1 段階（平成 17～21（2005～2009）年）、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等のための人権研修に焦点を当てた第 2 段階（平成 22～26（2010～2014）年）を経て、これまでの取り組みの強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた第 3 段階（平成 27～31（2015～2019）年）が進められています。

近年は、性的思考や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成 18（2006）年にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に、国連人権理事会で承認された※「ジョグジャカルタ原則」や平成 23（2011）年の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すとともに、スポーツを人権の 1 つとして捉えて、いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外のさまざまな分野、団体においても人権に関する取り組みが行われています。

こうした取り組みにより、国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う大量の難民の流入等による排外主義の台頭などから、深刻な人権課題も生じて来ており、早急な対応が必要になっています。

(2) 国内の動向

戦後、昭和21（1946）年に、わが国では「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31（1956）年には国連に加入し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する「国際婦人年」や「国際障害者年」などの各種の人権に関する国際年について積極的な取り組みを行ってきました。

また、人権をめぐる国際的潮流のなかで、わが国は、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「※児童の権利に関する条約」、「※あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など9つの人権に関する諸条約を批准するとともに「※障害者基本法」「※雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下※「男女雇用機会均等法」という。）などの、国内法が整備され、広く国民的な課題として基本的人権の擁護・尊重と人権思想・人権意識の普及に向けての取り組みが進められてきました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題についても、同和問題の早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「※同和对策審議会」が設置され、昭和40（1965）年に※「同和对策審議会答申」が出され、昭和44（1969）年に「※同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、平成14（2002）年3月まで33年にわたる特別対策が実施されてきました。

その間、平成8（1996）年5月には、国の地域改善対策協議会の意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。」と提言されました。

また、その前年の平成7（1995）年12月には、「人権教育のための国連10年」について、政府は内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9（1997）年7月、国内行動計画を策定しました。

前年の平成8（1996）年12月に制定され、そして、平成9（1997）年3月に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「※人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）が施行されたところであり、同法に基づく「人権擁護推進審議会」において、平成11（1999）年7月には「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」、また平成13（2001）年5月には「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」の答申が出されました。

このうち、人権教育及び人権啓発に関する施策については、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国では、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。本基本計画については、

平成 23（2011）年に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

この動きと連動して、国は、これからの学校教育における人権教育の指針として、平成 16（2004）年に「人権教育の指導方法等の在り方について」（第 1 次とりまとめ）を皮切りに、平成 18（2006）年に第 2 次とりまとめ、平成 20（2008）年に第 3 次とりまとめを発表しました。この中には、人権尊重の視点に立った学校づくりや「協力」、「参加」、「体験」を中核とした学習形態の重視、発達段階に即した人権教育の指導方法等がまとめられ、学校・教育委員会においての活用を求めています。

なお、人権侵害の被害者救済施策については、未だ、実現しておらず、引き続き課題となっています。

近年の人権に関わる動きとしては、例えば子どもに関し、平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が、その翌年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、平成 27（2015）年には「生活困窮者自立支援法」が施行されています。平成 19（2007）年に、我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成 23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されて、障害のある方への「合理的配慮」が求められることになりました。

平成 28（2016）年には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」※（ヘイトスピーチ解消法）も施行されました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題については、同和問題の早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40（1965）年に「同和対策審議会答申」が出され、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、平成 14（2002）年 3 月まで 33 年にわたる特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は、一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても、人々の間に残る差別意識を完全には払拭しきれていないとの認識のもと、平成 28（2016）年 12 月に「部落差別解消推進法」が施行され、改めて同和問題の解消が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。

(3) 県の動向

県では平成 10（1998）年 3 月、県民の人権意識を高め、すべての県民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を図るため、「佐賀県人権の尊重に関する条例」を制定しました。

さらには、平成 9（1997）年に国が策定した「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を受けて、平成 10（1998）年 4 月に、「人権教育のための国連 10 年」佐賀県推進本部を設置するとともに、平成 11（1999）年 3 月には、「人権教育のための国連 10 年佐賀県行

動計画」となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、「人権という普遍的な文化」を県民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標として、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発の推進が図られました。

また、平成１２（２０００）年に施行された、「人権教育・啓発推進法」および平成１４（２００２）年３月、国において策定された「人権教育・人権啓発に関する基本計画」の趣旨に対応し、新たな分野の人権課題の対応を含めた、総合的な基本方針の見直しをするため、平成３０（２０１８）年３月には、「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第２次改訂版）」が策定され、人権教育・啓発の一層の推進が図られています。

今回の主な見直し点としては以下のとおりです。

- 第一次改訂以降の新たな法整備への対応、県の各種計画・指針等との整合
- 特に重点的に見直しを行った項目
 - ・ 同和問題（部落差別解消推進法）
 - ・ 障害者（障害者差別解消法）
 - ・ 外国人（ヘイトスピーチ、多文化共生の考え）
 - ・ 患者等（肝炎患者等を追加）
 - ・ 性的指向・性自認等（様々なセクシャリティーの状況）
 - ・ インターネットによる人権侵害の実態
 - ・ 人権に関わる様々な課題（ホームレス等生活困窮者、北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題を項目立て）

(4) 市の取り組み

本市では、平成１１（１９９９）年６月、市長を本部長とする「人権教育のための国連１０年多久市推進本部」を設置するとともに、人権教育の基本的な方向性を示すために、平成１２（２０００）年８月に「人権教育のための国連１０年多久市行動計画」を策定しました。この計画に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、明るい社会の実現のため、社会教育や学校教育を通して、市民啓発や人権教育に取り組んできました。

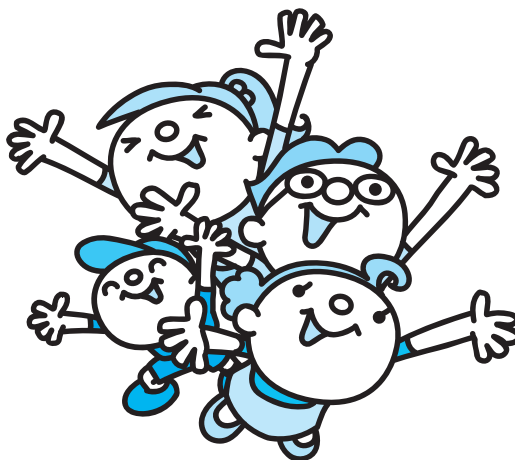
平成２３（２０１１）年３月には「第４次多久市総合計画」を策定し、「一緑園に輝くー みんなで創る 文教・安心・交流のまち 多久」をめざして取り組みを進めてきました。

女性、子ども、高齢者、障害のある人などさまざまな他の分野につきましても、「多久市子ども・子育て支援事業計画」（平成２７（２０１５）年３月）、※「多久市男女共同参画計画」（平成３０（２０１８）年３月）、「多久市次世代育成支援地域行動計画・後期計画」（平成２２（２０１０）年３月）、「多久市高齢者福祉計画」（平成３０（２０１８）年３月）、「多久市すくすく健康プラン」（平成２８（２０１６）年３月）、「多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（平成２９（２０１７）年３月）、「多久市障害者基本計画」（平成３０（２０１８）年３月）などが策定され、それぞれの取り組みや諸事業を行ってきました。

また、平成３０（２０１８）年３月に「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂版）」が策定されたのを受けて、本市においても、人権施策の指針となる「基本方針」を策定し、さまざまな人権問題に取り組むとともに、市民一人ひとりが日常生活のあらゆる場面で人権への意識を高

め、人権尊重を重視した、まちづくりを進めていきます。

前回の基本方針の改訂から10年が経過したことを踏まえ、県で第2次改訂が進められていることに合わせて、本市でも「基本方針」の見直しを行い、今後も、偏見や差別について自らの問題としてとらえ、同和問題をはじめとして、性別、世代、国籍、障害のあるなしにかかわらず、全ての人権が尊重され、あらゆる差別を許さない人権感覚をはぐくむ社会をめざして、全庁体制で人権教育・啓発に取り組んでいきます。



第2章 人権教育・啓発の推進

1 人権の視点に立った行政の推進

市が行うすべての業務は、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」など様々な分野で人権と関わっています。

このため、市は、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組めます。

また、職員一人ひとりには、人権問題を自分自身の問題として捉え、常に職務や研修を通じて、人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政の推進者として職務を遂行します。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが大変重要です。

幼児期から、命を大切に作る心や基本的に守らなければならない社会のルールに気付かせ、他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いを大切に作る心など、人間形成の基礎となる豊かな情操や思いやりを育むことは、その後の成長に応じた人権教育を行う上で、重要な役割を担っています。

本市においては、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような体験的参加型学習へと、人権教育・啓発の重点を移し、地域社会において人権教育を推進していく指導者の育成や資質の向上を図ります。

また、すべての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない明るい社会を形成するために、様々な人権教育・啓発を行い、市民の人権意識の高揚に取り組めます。

(1) 家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進

【家庭における現状と課題】

家庭教育はすべての教育の出発点であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化、ひとり親家庭の増加などによる家庭環境の変化や、少子高齢化、個々のライフスタイル・ワークスタイルの変容といった社会の変化に伴い、家庭における人間的関わりの大きな変化や、家庭の教育機能の低下が指摘されており、また、生活保護家庭の増加、子どもの貧困なども大きくクローズアップされています。そのため、子どもの自主性や主体性を育てる上で、子育てや家庭のあり方等に不安を抱える家庭も増加しています。

さらに、家庭内において、子どもや高齢者に対する暴力や虐待などさまざまな人権侵害の問題も生じています。

本来家庭は、個人の生命や人権の尊さを認識させ、基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるなど、人格形成の最も基盤となる場です。

家庭において育まれる人権意識の重要性を考慮すると、学校、地域社会や民間団体等とも相互に連携し、家庭の教育機能の向上を図るための支援体制を確立していく必要があります。

【具体的な施策の方向】

- ① すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する保護者への学習機会や情報提供の充実を図ります。
- ② 子育てをはじめ様々な家庭教育に関する不安や悩みを抱える親などへの相談・支援体制の整備を図ります。
- ③ 児童、高齢者虐待等に対する相談・支援活動を充実させ、防止のための教育・啓発の推進を図ります。

【地域社会における現状と課題】

地域社会は、そこが人々の生活の場であることから、家庭と同様に、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。そのため、家庭と学校、地域社会が連携して、子どもをはじめとした地域で暮らす人々への学習の場の提供や機会の充実を図ることが大切です。

これまで、地域社会における人権に関する学習は、同和問題をはじめとした各分野にわたる人権問題の解消を図る啓発や研修会、講演会を公民館等の学級・講座として行い、また、多久ケーブルテレビ等の※マスメディアを活用した人権啓発や、啓発パンフレット等の配布等に努めてきました。

その結果、市民の同和問題・人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、まだ十分とは言えず、地域社会において、それぞれの人権問題に関する取り組みの一層の充実に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が一体となった取り組みが必要です。

そのためには、民間団体等と連携・協働を図りながら、地域の活動や学校教育活動などあらゆる場を活用し、生涯学習の観点から各世代に応じた人権教育・啓発の取り組みを推進していくとともに、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養を図ることが大切です。

【具体的な施策の方向】

このため、次の施策を推進します。

- ① 人権に関する学習活動を支援するため、地域社会において人権教育・啓発を先頭に立って推進していく指導者の育成及び資質の向上を図るとともに、各種資料、パンフレット等の作成配布に努めます。
また、市が地域の実態を踏まえ実施する人権教育・啓発活動は、市民一人ひとりの人権意識を深めるのに非常に重要であり、人権意識の高揚に向けた積極的な支援に努めます。
- ② 地域住民にとって身近な、公民館をはじめとする社会教育施設を拠点として、同和問題をはじめさまざまな人権問題についての学級・講座を開設し、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供に努め、生涯学習の視点に立った人権教育の充実を図ります。
- ③ 地域の実態に応じ、市が実施する学級・講座等における人権教育が

充実するような学習プログラムを開発するなど、学習内容の充実や教材作成の支援をするための情報の提供に努めます。

- ④ 青少年の豊かな人間性を育むため、学校教育との連携を図りつつ、
※ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動や、高齢者・障害者・外国人等との交流の機会の充実を図ります。
- ⑤ P T Aや婦人会などの民間団体等が、人権教育・啓発の担い手として、地域の活動や学校などさまざまな場を通じて連携・協働して人権教育・啓発を推進することができるように支援し、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育・啓発の推進を図ります。

(2) 学校における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

学校教育においては、発達段階に応じて、すべての幼児・児童・生徒が、生き生きと自分の無限の可能性を伸ばし、よりよい社会人としての能力・態度・豊かな感性を身につけ、健康でたくましい心身をつくるとともに、子どもたち自らが「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

就学前教育では、幼児の発達の状況に応じ、全教育活動を通して、お互いに人権を尊重し合う、心情や態度の芽生えを育てるような保育・教育への取り組みがなされています。

また、小・中・高等学校においては、人権問題について基本的な理解と解決のため学校教育活動全体を通じて人権意識を高め、人権尊重の精神を育むための教育が行われています。

また、同和問題をはじめとして、女性・子ども・高齢者・障害者など様々な課題についても、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取り組みを進めてきたところです。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、最近でも、いじめや差別事象等が発生しており、相手の立場に立った考え方などが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなどの問題があります。

そのため、これまでの同和教育の成果を生かしながら、人権教育を、単なる知識の伝達にとどめるのではなく、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、子どもたちが自らの人権について考え、生命の大切さや他人への思いやり、お互いの人格を尊重し個性を認めあう心、正義感や公平さを重んじる心などを理解し、人権問題を解決するための豊かな人間性を培うことが必要であり、今後は単に理解だけでなく、態度や行動に現れるための学習内容を構築する必要があります。

また、国際化が進む中、多様な民族、国籍の人々の人権を尊重する意識を培うことも大切です。さらに、大学・短大・専門学校等における人権教育が積極的に推進されるよう促すことも重要です。

なお、これを指導する教職員にも、人権尊重の理念について十分な認識が不可欠であり、自らの言動が幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう人権意識の高揚や資質の向上が必要となります。

学校や教育委員会等において、人権尊重の理念のもとに一層の人権教育の推進がなされるよう効果的な研修を実施することが必要です。

【具体的な施策の方向】

このため、次の施策を推進します。

- ① 人権教育においては、人権の意義や正しい知識とともに、このことが態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることが大切です。
このため、教科・領域における人権教育だけでなく、子どもの発達段階に合わせて、学校でのすべての生活を通して人権尊重が高まるような学習内容の構築に努めます。
また、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、興味・関心を高めながら、生活の課題をテーマとした参加・体験的な学習を積極的に取り入れるなど効果的な学習方法の改善・工夫を図ります。
- ② 各種指定研究の成果や各種研修会の取り組みも有効に活用しながら、人権教育を進めるための効果的な教材の開発や学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育推進の在り方等を学校教育や社会教育の場に広げることで人権教育の充実を図ります。
- ③ 人権感覚に満ちあふれる幼児・児童・生徒の育成のためには、教職員の意識や資質の向上が最も重要です。
このため教職員の人権意識の高揚を図りながら、市の実情や種々の人権問題に対応した計画的・実践的な研修の充実に努めます。
- ④ 社会性や豊かな人間性を育むためボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動や、高齢者、障害者、外国人などとの交流を積極的に推進し、多様な体験活動の機会の充実を図り、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。
- ⑤ 人権教育においても、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮し一体となった取り組みがあつてはじめて効果が期待できます。
特に、幼児・児童・生徒に対する人権教育をより効果のあるものにするには、家庭において保護者が人権問題を正しく理解したうえで子どもに接することが大切です。
そのため、PTAをはじめとして、ボランティア、※NPO法人、公民館、民間団体等の活動との協働や家庭・地域社会との連携を一層深めながら、人権教育の充実を図ります。

(3) 職場における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

社会の重要な課題としてのさまざまな人権を取り巻く環境も大きく変化する中で、企業等も社会を構成する一員として、人権問題について無関心ではいられない時代となったと言われています。

企業等は、社会性や公共性を有しており、その社会的責任を自覚し、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めることが求められています。

そのため、企業等には、経営者をはじめとし、積極的に従業員への人権問題の研修に努めるとともに、地域における人権啓発活動、各種イベントなどへの積極的な参加・協力が期待されています。

しかしながら、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等にお

ける男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職が困難とされる障害のある人などの雇用問題、さらに職場における＊セクシュアル・ハラスメントなど、企業における人権に関する認識は、残念ながら未だに十分とは言えない面があります。

企業等においては、職業選択の自由、雇用機会の均等を確保するために、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識に立った公正な採用選考が行われる必要があり、また、職場における性別をはじめとする、様々な差別的な扱いが行われないよう、今後も、より一層の人権教育への取り組みが必要となっています。

【具体的施策の方向】

- ① 企業等での啓発を推進するため、商工団体・農林業団体の役職員、社会福祉・医療施設の経営者等に対して、積極的な啓発・研修に取り組むよう、適切な助言、指導を行います。
また、企業等での社員研修等に人権教育・啓発に関する情報や資料を提供します。
- ② 門地・国籍・性別などの違い、年齢、障害の有無等を超えて、すべての人の就職の機会均等が図られるよう啓発を進めるとともに、就業を促進するための職業相談や職業能力開発の取り組みを促進します。
- ③ 従業員の採用、選考に最も影響力をもつ企業のトップクラスに対する研修の充実を図ります。
- ④ 様々なハラスメントの防止や固定的な性別役割分担意識の解消など、人権が尊重される明るい職場づくりが求められていることから、職場単位の自主的な研修を促進します。

3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

わたしたち一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象とした人権教育の取り組みが必要です。中でも、行政職員、教職員・社会教育関係職員、医療・保健関係者、福祉関係者は、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、その職務の性質上、人権に配慮することが求められています。

そこで、以下のとおり、特定の職業の従事者に対し研修等、人権教育・啓発の充実を図ります。

(1) 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者である公務員としての自覚を持ち、憲法の基本理念のひとつである「基本的人権の尊重」を、行政施策を通じて具体化する責務を有しています。

職員一人ひとりが憲法の理念を尊重・遵守し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの問題として、それぞれの分野において人権問題の解決に積極的に取り組む判断力と実践力を高めていくことが重要です。

本市職員の研修では、人権意識の向上のため、新規採用職員から管理職にいたる全職員を対象として、同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等、人権問題に対する職員の正しい理解と認識を深めることができるよう、各種研修会への参加や職場研修

など各種研修の充実を図ります。

(2) 教職員・社会教育関係職員

差別と偏見のない、真に人権を尊重する意識を社会に根づかせるには、教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

したがって、教育に携わる教職員は、その使命感を自覚し、自らの人権意識を磨きながら幼児・児童・生徒が学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身につけることができるように育成する取り組みを進めることが肝要です。

そのため、学校における人権教育の推進には、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが、豊かな人権感覚を持ち実践するとともに、研修等を通じて同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深め、幼児・児童・生徒が持つ課題や実態に即して効果的な人権教育の実践ができるよう、人権学習についての知識・技能の一層の向上を図ります。

また、その際には、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図ります。

さらに、社会教育主事や公民館主事など社会教育関係職員については、幅広く人権問題に対する理解と認識を深め、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、人権意識を高める研修の充実を図ります。

(3) 医療・保健関係者

高齢化の進展や、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の質の向上に対する国民の要望の高まりなど、昨今の我が国の医療をとりまく環境は著しく変化してきています。

こうした中で、良質かつ適正な医療サービスが提供されるためには、医療従事者の確保と資質の向上が重要な課題であり、卒前教育から国家試験、生涯教育に至るまで一貫した医療従事者養成が必要となっています。

今日、医療現場では、個々の疾患に着目した治療のみならず、患者の状態全体に着目した全人的な医療の重要性が指摘されています。

医療は、患者の立場を尊重し、医療の担い手と受ける者との信頼関係に基づき提供されることが基本であり、医療提供に当たっての患者や地域住民への医療に関する情報提供を進めることは、重要な課題であります。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、その他医療技術者等あらゆる医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、さまざまな疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。

業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、※プライバシーへの配慮や病歴等診療情報等の個人情報の保護に努めるなど、人権意識に根ざした行動が求められています。

そのため、職員の採用時の研修や職場研修、接遇研修等で、同和問題をはじめ人権にかかわる研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に今後も努めます。

また、※インフォームド・コンセントが患者の人権尊重の観点からも

重要であることから、医師・看護師等医療関係者に対する研修等の充実が図られるよう関係機関・団体へ働きかけを行います。

(4) 福祉関係者

福祉担当行政職員、※民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者、また、新たに福祉分野に進出した民間事業者などは、高齢者、障害者、子ども等の生活相談や介護業務などに直接携わっています。

例えば、訪問介護員（ホームヘルパー）や施設職員は、高齢者等の生活相談や身体介護等に直接従事していることから、個人情報を知り得る機会が多く、また一方、高齢者等は介護サービスを必要とする立場にあるため、人権が侵害されやすい事態にあると考えられます。

このように福祉関係者は社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多く、このため、職務の遂行に当たっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など高い職業的倫理が求められています。

こうした認識に立ち、特に地域とのつながりの深い※民生委員・児童委員の研修会や社会福祉施設職員及び社会福祉協議会職員の研修会のカリキュラムの中に人権・同和問題研修を組み入れるなど、社会福祉事業従事者の人権意識の普及・高揚に努めています。

今後も、これらの研修会を人権の視点から充実させるとともに、行政の福祉担当の新任職員等の研修会に、人権に関するカリキュラムを組み入れ、施設職員の職場研修においても人権教育を実施するなど、福祉関係者すべての人権意識の普及・高揚を図ります。

4 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進

- (1) 地域において人権教育・啓発を担う人材の育成や指導者の資質の向上を図ることは、人権教育の推進を図る上で極めて重要です。

そのため、地域で活動しているリーダーや人権分野の指導員等を対象に、地域住民が、人権問題を自らの課題としてとらえることができるような指導方法等について、研修会や講座等を実施するとともに、これら指導者等に対して、種々の人権問題について課題の解決が図れるような情報の提供等に努めます。

- (2) 地域等で活動している民間団体等との交流・連携により、新たな地域の指導者の人材発掘に努めます。

- (3) 人権問題を総合的に取り上げ、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に向けて、参加者が主体的に参加できる効果的な学習プログラムの作成・普及を図ります。

5 相談・支援・救済の推進

すべての市民のあらゆる人権問題に、迅速かつ適切に対応できるように、市民の利用しやすい相談・支援・救済の体制の整備充実を図ります。

(1) 相談・支援体制の充実・強化

市では、人権に関する相談に対応するため、女性や子ども、高齢者に関する相談をはじめ、障害者の権利擁護に関する相談窓口を設置して対応しています。

しかし、人権意識の高揚などによる、相談件数の増加や内容の多様化・複雑化などにより、相談・支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められていることから、以下のような取り組みを推進します。

- ① 市民が戸惑うことなく、速やかに人権に関わる相談をできるようにするため、人権相談窓口を設置するとともに、市の広報誌や*ホームページなどのさまざまな広報媒体を用いて、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報の積極的な提供を図ります。
- ② 市民の誰もが容易に、また、安心して気軽に相談できるように、当事者の立場に立ったプライバシーの保護、相談の場所や時間、方法などを十分考慮しながら、相談・支援体制の充実を図ります。
- ③ 市の各相談・支援機関が、人権に関するさまざまな相談について、迅速かつ適切に対応できるように、各相談員や関係職員に対し研修を行い資質の向上を図ります。
- ④ 近年の社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化するとともに、新たな人権問題も生じるなど、ますます、相談・支援が重要になると考えられます。

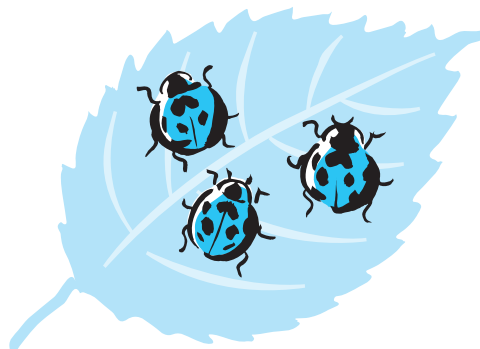
そのため、今後は、国をはじめ、県の関係機関、弁護士会、民間団体等との地域に根ざした相互の連携・協力を図ります。

(2) 救済体制の整備

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、地方法務局及び人権擁護委員による人権相談を行っています。

また、市では、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や児童虐待などにより、緊急に避難や保護の必要な女性や子どもについては、佐賀県ＤＶ総合対策センターや児童相談所等専門機関と連携をとって、それぞれ専門性を持った対応により救済を図っています。

しかしながら、既存の救済制度だけでは、現在の多様化・複雑化する人権問題について、簡易、迅速、柔軟な対応や傷つけられた、被害者の心を満たす、真の意味での被害者の救済とは言えないところがあり、行政による新たな救済制度を整備することが必要と考えられます。



第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」でもあります。

昭和40（1965）年の「同和対策審議会の答申」では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、昭和44（1969）年の「※同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間に3度にわたり制定された特別措置法に基づき、本市においても同和行政を市政の重要な柱と位置づけ、同和地区及び同和関係者を対象とした生活環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の充実、人権擁護活動の強化のため関係諸施策を積極的に推進、また、平成7（1995）年には「※多久市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別を始め、あらゆる差別をなくすため、人権教育・啓発の推進を図ってきました。

一方、学校教育においては、教職員研修の充実に努めるとともに、同和問題をはじめ障害者差別、人種差別、性差別など他の人権問題の解決に果たす役割の重要性から、平成12（2000）年8月に策定した「人権教育のための国連10年多久市行動計画」及び毎年策定している「※多久市教育基本方針」また「多久市人権・同和教育研究会」が示しておりますように、児童・生徒一人ひとりがさまざまな体験を通じ、あらゆる差別を許さない人権感覚を育むよう、学校と地域社会における同和教育・人権啓発の推進に努めてきました。

また、社会教育においては、「同和対策審議会」の趣旨を踏まえ、同和問題の解決を市政の重要課題とし位置づけ推進してまいりました。

- ・昭和47（1972）年、同和教育を含めた社会教育指導員を設置する。
- ・昭和50（1975）年、「多久市同和対策審議会」（平成7（1995）年※「多久市部落差別撤廃・人権擁護審議会」に改称）を結成して、地域における啓発活動に取り組む。
- ・昭和51（1976）年、教育委員会内の「社会教育係」に「主査」を置いて、同和教育を社会教育行政に位置づける。
- ・昭和52（1977）年、「多久市人権・同和教育推進協議会」を設置し、その支部を各町に設け、公民館等で研修会等を開催するなど、行政主体から市民主体となった啓発活動に取り組む。
- ・昭和55（1980）年、同和教育担当の社会教育指導員を設置して啓発活動の充実を図る。
- ・平成20（2008）年4月の機構改革により、市長事務局「人権・同

和対策課職員」に教育委員会事務局「生涯学習課の併任辞令」を発令し、同和対策と教育・啓発の一本化を図る。

また、平成 7（1995）年から設けられた、8 月の「佐賀県※同和問題啓発強調月間」に合わせて、多くの市民を対象に同和問題講演会を開催、同和問題啓発街頭キャンペーン、横断幕による啓発、同和問題啓発パネル展等を実施し、地域社会に同和問題の重要性と人権を学び育てる風土づくりを進める一方、「市報たく日和」に人権コラムとして「ともに生きる」や人権・同和問題特集記事を掲載し、家庭に届ける人権・同和教育および啓発活動を実施しています。

さらには、1 2 月の人権週間に合わせて「多久市人権フェスタ」を開催しています。

近年は、インターネット等を利用した差別的情報の書き込みなどが顕在化するなどしており、平成 2 8（2016）年 2 月には「部落地名総鑑」復刻版出版事件が発覚し、その内容がインターネット上で公開されるといった事案が発生しています。

今後も、市民一人ひとりの同和問題の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取り組みを促進するため、なお一層効果的な啓発に努める必要があります。

また、雇用においては、公正な採用選考システムの確立の指導や差別のない雇用に向けた企業に対する啓発活動により、就職差別の問題は解消されつつありますが、引き続き、企業における雇用主や採用担当者に対して同和問題に対する正しい理解と認識を深めるよう、一層の人権教育・人権啓発が必要となっています。

なお、平成 3 0 年（2018）6 月に実施した、「人権・同和問題の市民意識調査」の中で、同和問題を含め人権問題を解決するために、教育・啓発が必要という意見もあり、地域の指導者等対象にした研修会等だけではなく、地域住民を対象とした研修会等を実施する必要があります。

市民の同和問題についての理解と認識については、「同和問題は解消された」「同和問題は存在しない」「そっとしておけば、同和問題に対する差別はなくなっていく」等の誤った認識が存在するなど、必ずしも十分とはいえません。

現在もなお、部落差別が存在すると、国が認めるとともに、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 2 8（2016）年 1 2 月に「部落差別解消推進法」が制定されました。そこには、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

【具体的施策の方向】

平成 8（1996）年 5 月の「地域改善対策協議会意見具申」また、「人権教育・啓発の推進に関する法律」を尊重し、今後の同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての市民の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築しなけれ

ばなりません。

その中で、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、今後ともこの問題における歴史的な背景や経緯等を十分に認識しながら、なお一層効果的な人権教育・人権啓発を積極的に推進します。

また、特別措置法に基づく特別対策は、概ねその目的が達成されたことから、法期限の平成14（2002）年3月末日を持って終了しましたが、これまでの同和行政の成果を大切にしながら、今後は、教育、就労等なお残された課題について、差別意識の解消に向けた人権教育・人権啓発を積極的に推進するとともに、一般対策を有効かつ適切に活用するなど各種支援の推進に努めます。

(1) 学校教育における推進

学校教育においては、教職員が同和問題を自らの課題としてとらえ、全教育活動を通じた人権尊重の教育と研究活動を推進し、この解消を目指した実践に努めます。

具体的には、地域社会の同和問題に対する認識の実情や幼児・児童・生徒の発達段階や意識を十分踏まえ、同和問題の科学的・合理的な理解に基づいて幼児期から段階的に学習内容に即して人権尊重の芽を育み、不合理な部落差別を許さない子どもの育成に努めます。

その際、同和問題にきちんと向かいあうため心を耕しながら、実践を進めます。

併せて、就学前教育の推進や進路保障等の取り組みを一層推進し同和教育の充実を図ります。

また、同和地区児童・生徒の実態を正しく踏まえながら、学力格差の是正、進路指導の充実を図りその発達の可能性を十分伸ばすように努めます。

(2) 社会同和教育における推進

社会同和教育においては、自主的・自発的な学習活動を基盤とする生涯学習の観点から、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として受けとめ、同和問題の解決に主体的に取り組めるような施策の一層の充実を図る必要があります。

そのために地域住民にとって、身近な公民館をはじめとする社会教育施設を拠点とした学習機会の充実をはじめ、学習者の※ニーズに応じ、参加体験型の学習教材の作成や効果的な学習内容・方法の創意工夫等を進めます。

また、これらの施策を推進していくための指導者の育成に努めます。（※心のセミナー、8回開催の中で4回同和問題を取り入れる）

さらに、同和問題の解決に向けては、以前にも増して、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組みが求められていることから、今後とも三者が相互に連携を図りながら、この問題についての理解と認識が、一層深まるような教育の推進を図ります。

(3) 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

① 市民への啓発の推進

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、同和問題に対する正しい理

解と認識を深め、差別の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう啓発活動を積極的に推進します。

このため、同和問題啓発強調月間（８月）や人権週間（１２月４日から１０日）を中心に、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、講演会の開催やマスメディアを活用した啓発活動を行うとともに、今後は差別意識の解消について、自ら考え、気づき、行動することができるように、参加体験型の研修の手法を積極的に取り入れ、人権尊重の視点からねばり強く市民への啓発を推進します。

「部落差別解消推進法」が成立・施行され、国が現在もなお部落差別が存在することを認めるとともに、部落差別の解消は早急に解決すべき重要な課題と位置づけ、地方公共団体に、相談体制の整備や教育・啓発活動を推進することが義務づけられました。このことに基づき、市内の行政区１０５地区で「地区座談会」を開催し、人権・同和問題に関する理解と認識の拡充を図ります。

② 研修の充実

行政関係職員は、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を一層深め、自らの課題としてその解決に積極的に取り組んでいく役割を担っています。

このため、重要な研修課題として同和問題を位置付け、新規採用職員研修や職員研修等を計画的に実施し、また、県内等で開催される研修会や講演会等に参加することとしています。

(4) 企業等への啓発の推進

同和地区住民の就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題です。

このことから、雇用主が同和問題について正しい理解と認識のもとに、差別のない公正な採用・選考を行うことが必要不可欠です。

このため、次のような取り組みを行い、企業等への啓発を推進します。

- ① 企業・団体等での啓発を推進するため、商工団体・農林業団体等の役職員、社会福祉・医療施設の経営者等に対して、積極的な啓発・研修に取り組むよう、適切な指導・助言を行います。
- ② 差別のない明るい職場づくりを進めるため、継続的な研修や従業員への研修の充実が図られるよう、県との協力・連携を図ります。
- ③ 公正な採用選考システムの確立を図るためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業のトップクラスが同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが重要であることから、企業のトップクラスに対する研修の充実を図ります。

(5) えせ同和行為の排除

＊えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や、同和関係者に対する市民のイメージを著しく損ねるものです。

そして、市民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付ける

ことにもなり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

えせ同和行為に対しては、同和問題を正しく理解することが何よりも重要であるとともに、不当な要求には毅然とした態度を取ることが大切です。

このため、市民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除に当たっては、法務局、警察等関係機関と連携し、なお一層の取り組みの強化を図ります。

(6) 同和教育集会所事業の推進

市では、2カ所の※同和教育集会所（多久市立同和教育集会所、多久市立鳥居原教育集会所）を拠点として、同和地区住民の教育・文化活動の促進を図ってきました。

また、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割を担っているところですが、今後も教育集会所において、住民の交流を促進し、相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な活動や人権・同和問題に対する理解を深めるための各種啓発事業を推進できるよう、適切な指導・助言を行います。

2 女性

【現状と課題】

女性問題解決のための国際的な取り組みは、昭和20（1945）年、「国連憲章」が採択され、基本的人権の確立と男女同権が明記されたことに始まります。

国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定めた後、「国連婦人の20年」「女子差別撤廃条約」などを採択して、世界各国に国内法改訂の義務を課し、世界的規模での女性に対する差別撤廃と権利の確立に取り組んできました。

また、平成7（1995）年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性の権利が人権であることが再確認され、社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女間の調和の取れたパートナーシップが確立されることが重要であると宣言されました。

国内においては、平成11（1999）年に※男女共同参画社会基本法が制定され、翌12（2000）年に策定された男女共同参画基本計画のもと男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが進められています。

県では、平成13（2001）年3月に「第3次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定し、県立女性センター「アバンセ」を拠点に各種施策を展開されてきました。

本市におきましても、平成10（1998）年に教育委員会の中に女性青少年係を設置し、平成12（2000）年度に、多久市男女共同参画計画策定に向けて懇話会を設立し、平成15（2003）年に「多久市男女共同参画計画」～男と女 ともに輝く社会をめざして～を策定しました。

また、平成16（2004）年には「多久市男女共同参画推進市民委員会」が設置され、平成20（2008）年に「5年目の提言書」が提出され

ました。

さらに、平成 22（2010）年の機構改革により、人権・同和対策課の男女共同参画推進係から総合政策課の男女共同参画推進係へ移行し、市の総合政策の一環として捉えることとなりました。

平成 30（2018）年には、「多久市男女共同参画計画」を策定しました。

第 3 次計画となる本計画は、これまでの計画を継続・発展させ、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定したものです。

平成 26（2014）年の県民意識調査では、「夫は仕事、妻は家庭」（性的役割分担意識）に同意しない人の割合が増加し、およそ 3 分の 2 を占めるようになりました。

しかし、一方で、7 割を超える人が「社会通念、*慣習、しきたり」、「政治の場」、「職場」において男女平等はでないと感じています。

また、就業女性の半数以上はパートなどの周縁的労働であり、男女賃金格差など、女性の経済的自立を阻む目に見える差別と、「男だから、女だから」という性による区別や男女の役割を固定的にとらえる社会習慣、行動様式が生み出す目に見えない差別が地域、家庭、職場、メディア等に現存しています。

社会のあらゆる分野に男女が平等に参画し、個性と能力を生かすことができる社会を形成するためには、男女の不平等がさまざまな場に現存することを認識し、男女平等意識を定着させることが大切です。

また、女性の人権を著しく侵害するドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、*ストーカー行為、*性犯罪などの女性に対する暴力を許さない社会の意識を醸成することが大切です。

【具体的施策の方向】

「*多久市男女共同参画計画」の基本方向を踏まえ、市民意識の中に、男女がお互いの人権を尊重し、真の男女平等意識の定着を図り、*男女共同参画社会を形成するための以下の取り組みを積極的に進めます。

(1) 人権尊重の視点に立った男女平等の意識づくりの推進

① 啓発活動の推進

男女共同参画社会をつくるためには、家庭、職場、地域社会に今なお根強く残っている性別役割分担意識の払拭や慣習・慣行の見直しなど、男女の生き方の選択を狭めている社会的・文化的につくられた性差（*ジェンダー）観を是正する必要があります。

したがって、男女共同参画社会の形成へ向けた講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催や啓発・広報活動を充実させ、男女平等の市民意識を定着させるとともに、推進のためのリーダーを育成し、社会的機運の醸成に努めます。

② 男女平等を基本とする教育・学習の推進

男女平等意識と人権尊重についての認識や価値観は、幼いときから家庭、学校、地域社会の中で形成されることから、家庭、学校、社会教育において、発達段階に応じた男女平等の教育及び指導を一層推進します。

また、学校、家庭、社会教育において、性は人権であり、暴力は人権侵害であるという考えに基づき、男女が相互の人間性の尊重、生命の尊厳について学習するなど、人権としての性教育の充実を図っていきます。

③ 総合的な男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の早期実現に向けて、多久市男女共同参画推進会議を中心に全庁的な取り組みを一層推進します。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた社会環境システムの促進

① 政策方針決定過程への女性の参画の推進

女性が経済、社会、文化その他あらゆる分野に男性と同等に参画し、持てる能力を十分に発揮することは、調和のとれた社会発展に極めて重要なことです。

近年、女性の社会への参画は急速に進んでいますが、女性が政策・方針決定過程に参画している割合は、今なお、低いのが現状です。

このため、各種審議会・委員会等への女性委員の登用促進及び職場での役付け、職域の拡大や役職への登用を促進します。

② 地域活動における男女共同参画の推進

地域福祉を担うボランティア活動、PTA、公民館活動等は、地域社会における様々な問題に取り組む活動であり、その大半は、女性によって支えられていますが、こうした活動団体のリーダーやトップは男性が多く、その運営や方針決定には女性の参画が少ないのが現状です。

明るく住みよい社会をつくるには、男女が共にこうした活動に取り組んでいくことが重要であり、男性の参画の少ない分野への男性の参画を働きかけるとともに、地域リーダーへの女性の登用を促進するため、女性リーダーの育成に努めます。

③ 雇用における環境整備

「男女雇用機会均等法」が施行されて30年を経過しました。

この間、女性雇用者数の大幅な増加、勤続年数の伸長、職域の拡大等がみられ、女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取り組みも大きく変化しており、企業側の雇用管理の見直しもなされてきています。

しかし一方で、男女間の賃金格差に見られるように、実態として男女間に差が出ている状況も見受けられます。

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、女性の社会参画と同時に、男性の家庭・地域参画を促進する取り組みを通して、男女が就労と家庭・地域生活を両立できる環境づくりのための啓発に努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのため、啓発や防止に向けた取り組みを推進します。

④ 農林業及び商工自営業における環境整備

本市における農業就業人口の47.0%（平成27年国勢調査）を女性が占め、主体的に作業に従事しており、女性の果たす役割が高まっています。

また、商工自営業に従事する女性は、事業経営だけでなく、地域

振興の推進者として地域商工業の発展に大きく貢献しています。

このように、女性が生産、経営活動と生活の両面を担っているにもかかわらず、組合、団体等の方針決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。このため、女性の生産技術、経営管理能力の向上を促すとともに、方針決定の場への女性の積極的登用を働きかけます。

(3) 男女がともに安心して心豊かに暮らせる環境の整備

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身取引、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の基本的人権を侵害するものであり、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼしています。

また、これらの被害が潜在化する傾向を持っていることが問題の解決をより難しくしています。

性犯罪、売買春、家庭内暴力、※セクシャルハラスメント等女性に対する潜在化しやすいあらゆる暴力を根絶するため、県DV総合対策センターと連携を図り、啓発、相談・支援体制の拡充、被害者支援の推進に努めます。

② メディア等における女性の人権尊重

活字・映像やインターネットをはじめとするメディア等によってもたらされる情報の影響は、情報通信が一層高度化している中で、これまで以上に拡大するものと予想されます。

現在、女性の性的側面や女性に対する暴力をことさら強調したり、性別に基づく固定観念を助長するような情報を伝達しているメディア等があることは否定できません。

女性の人権に配慮するよう、市民への周知を図る必要があります。

また、刊行物の作成やインターネットでの情報発信は、男女共同参画の視点に立つて行うよう、事業者等に対して働きかけます。

③ 生涯を通じた女性の健康支援

妊娠や出産の可能性をもつ女性は、思春期から更年期に至るライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

こうした問題の重要性について、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取り組みが行われるよう機運の醸成を図ります。

また、家庭、学校、地域において、女性の※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の確立のための普及・啓発と学習機会の提供に努めます。

3 子ども

【現状と課題】

これから、21世紀の社会を担っていく子どもたちは、情報化、国際化など目まぐるしい時代の変化に的確に対応できるしなやかさ、たくましさ求められています。

しかし、近年の少子化や核家族化の一層の進行などにより、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など、子どもが育まれる家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもをめぐる問題も多

様化しています。

少子化により、子どもの一人遊び等が増え、兄弟姉妹が切磋琢磨する機会が減るとともに、地域では、異年齢やさまざまな立場の子ども同士の集団での活動によるふれあいを通じた人間関係の形成が行われにくくなっています。

このような子どもたちの側の「集団の中でもまれる」機会や「人と人の間で育つ」機会の減少は、子どもの健全な発達を阻害する要因となっています。

また、家庭においては、子どもが権利の主体者であることの理解は進んではきているものの、子どもに対する過保護や甘やかしが多くなる一方、保護者が子どもをあたかも私物であるかのごとく支配するという親子観をもつ家庭も存在し、子どもの権利と保護者の責任について一層の啓発が必要になっています。

さらに、核家族化の進行により、別居親族の援助を受けられなかったり、地域から孤立することによって若い親が育児不安を抱えるという問題も生じています。

こうした状況の中で、助けを求めることを知らない児童を保護者等が身体的虐待や心理的虐待、あるいは、育児放棄などの児童虐待により、死にまで至らしめる痛ましい事件が多発しており、家庭はもとより、社会全体で子育てに取り組む環境づくりや安心して子どもを産み育てられる社会づくりが重要になっています。

一方、学校では、いじめや暴力行為及び不登校は、おおむね減少傾向にあるものの、今後も学校教育及び家庭や地域社会における社会教育の両面からその防止や解決に向けて個々に応じたきめ細やかな対応が課題となっています。

ややもすれば、子ども集団の管理や規則が先行し、子どもの個々のニーズに配慮した処遇が行われにくい状況が生じやすいとの指摘がなされています。

このため、家庭や地域社会と連携して、子どもの健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむなど適切な対応をする必要があります。

また、不特定多数のものが購入・利用できる有害な図書やビデオ等の氾濫、有害広告物の放置、覚醒剤等薬物の乱用といった問題、さらには、第三者による子どもへの暴行なども発生しています。

日本国憲法においては、基本的人権の尊重を基本理念に掲げており、これに基づく※教育基本法、※児童福祉法、児童憲章は、その基本的理念として、すべての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。

また、平成6（1994）年4月に我が国が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の主体として認め、子どもの成長、発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されていますが、これらは、いずれも十分に周知されていない状況にあります。

県では、平成16（2004）年3月に「佐賀県新※エンゼルプラン」において、明日を担う子どもの健全育成や子育ての支援等に関する施策の推進方向を取りまとめ、平成17（2005）年3月には、「佐賀県新エン

ゼルプラン」を具体化する計画として「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。平成23（2011）年3月には、「子ども・若者育成支援促進法」が施行され、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を同法の県子ども・若者計画として位置付け施策を展開してきました。また、平成27（2015）年3月には、次世代育成支援、子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）」を策定し、計画に掲げる各種施策の実施や、数値目標の達成に取り組んでいます。

今後、行政のみならず、保護者や学校、地域等社会全体に対し、これらの趣旨についてさらに周知を図るとともに、相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び擁護に向けた取り組みを推進する必要があります。

本市では、すべての子どもと子育て家庭を、地域社会全体で見守り、支援することにより、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の形成を図るとともに、命の大切さや子育ての喜びを知る世代の親を育てることを目的として、平成22（2010）年3月に「多久市次世代育成支援地域行動計画・後期計画」策定しました。

さらに、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、平成27（2015）年3月「多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、地域社会、学校、行政など社会全体が一体となった子育て支援を推進しています。

【具体的施策の方向】

(1) 啓発活動の推進

これまで、毎年5月5日のこどもの日から1週間の「児童福祉週間」を中心に、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、「多久市子ども大会」等の各種事業を通じ、普及・啓発に努めてきました。

今後も引き続き、市報、ケーブルテレビ等利用した啓発活動を展開するとともに、児童福祉週間関連事業や各種研修会等を実施するなど、家庭、学校、児童福祉施設、地域社会等社会全体への児童福祉の理念の普及、啓発に努めます。

(2) 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発

子どもが人種、性、出身などで差別されることなく、権利の主体として認められ、将来の社会を担う子どもの成長、発達を保障するため、家庭をはじめ社会が最善の努力をすることが必要です。

「児童の権利に関する条約」については、学校教育において児童生徒に趣旨を理解させるとともに一人ひとりの良さを生かし、個を大切にすることが一層行われるよう、その趣旨・内容を教職員に周知徹底を行うとともに、児童を持つ親に対しても研修会等で学習していただくと共に、市民にも条約の周知を図るため啓発に努めます。

(3) いじめ問題等への取り組み

いじめ問題をはじめ、不登校、体罰等の問題は、児童生徒の人権に

かかわる重大な問題であるとの認識に立って、その防止や解決に向け取り組む必要があります。

そのためには、学校では、一人ひとりの児童生徒を大切にした教育活動を展開するとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組みます。

また、学校生活における教育相談や不登校児童生徒の社会生活への適応を図るために※スクールカウンセラーを配置するとともに、子育てに対する支援等を図るために、教育訪問アドバイザー事業など各種相談事業を実施し、教育相談体制の充実に努めます。

(4) 児童虐待防止等への取り組み

保護者等の養育力不足などにより虐待されている子どもについては、家庭における問題発生を早期に、また的確に把握し、真に子どもの利益になる処遇を実現することが重要であるため、児童相談所、保健福祉事務所等関係機関や、※民生委員・児童委員が連携し、児童や家庭に対する支援を一層進めます。

また、児童虐待問題に適切に対応するため、児童相談所や保健福祉事務所を学校、保育所、認定こども園、病院など子どもや家庭との関わりが深い機関・団体等が一体となって取り組みます。

(5) 健全育成に向けての取り組み

子どもを有害な図書やビデオ、広告物等、さまざまなメディアによる有害な環境から守ることは重要な課題です。

そのために、県や市の関係法令等の効果的な運用に努め、関係業界に対して自粛・自製の取り組み要請を強化していくとともに、広く啓発活動を展開し、家庭や学校、地域住民が関係機関や青少年育成団体と一致協力して、子どもの健全な育成にとって有害な環境の除去に取り組みます。

また、児童の健全育成の活動の拠点となる地区公民館、児童館の整備や野外活動や集団宿泊活動など、子どもが異年齢児との交流や、生活体験、自然体験などを行う場の確保に努めます。

さらに、地域における子どもたちの自主的な活動は、子どもたちが、さまざまな体験を積む上で大切な役割を果たしており、これらの活動に対して、文化、スポーツ、福祉等さまざまな分野のボランティアとして、子どもたちの活動の育成指導に当たる人材の確保を促進します。

(6) 被害少年への支援など

近年、インターネットの出会い系サイトを利用した児童買春をはじめとして、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪や、少年の福祉を害する犯罪が増加し、これらの犯罪の被害に遭う子どもの数も増加しています。

このため、関係機関と連携して犯罪の被害に遭った少年の立直り支援を行うとともに、このような犯罪の取締りを推進し、被害少年の保護を図ります。

また、犯罪等の被害に遭った少年等が気軽に相談できる電話相談等を、福祉、保健、教育の各機関で幅広く実施し、子どもが相談しやすい体制づくりを促進します。

(7) 児童・生徒の性的被害の防止及び思春期における性教育の充実

性被害等の弱者である子どもの安全を確保するために、子ども及び保護者の犯罪意識、性に対する正しい理解と知識の普及を高めるための広報啓発を実施します。

また、学校、企業、民間団体等との連携の下、思春期の児童・生徒を対象に結婚、妊娠、出産、育児及び※エイズをはじめとする性行為感染症の予防などに関する保健教育講座を開催し、また、性に関する科学的な知識の習得と生命の尊厳や母性の社会的機能としての重要性を認識させるため、発達段階に応じた教育及び情報提供に努めます。

(8) 適切な保育

保育所は、親の就労等により保育に欠ける子どもに対し、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、家庭と連携しながら家庭教育の補完を担い、健全な心身の発達を図ります。

保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針に基づき、保護者と連携をとりながら、子どもの年齢や心身の発達に応じた適切な保育を実施します。

(9) 子どもの安全・安心の確保

子どもが日常生活の中で、暴行や傷害、わいせつ行為などの犯罪の被害者となるケースが増加し、学校や使い慣れた通学路でも必ずしも安全とは言えなくなっています。

このため、犯罪に関する適切な情報の提供や「こども110番の家」の設置促進、児童生徒の登下校時におけるパトロール等防犯ボランティア活動を推進し、学校、家庭、地域社会等が一体となって防犯意識の高揚や子どもに対する防犯指導の強化による犯罪被害の防止を図ります。

(10) 相談体制の充実

日本国憲法や児童福祉法にいうまでもなく、子どもも一人の人間として、その人権が尊重され、守られなければなりません。

このため、児童相談所や保健福祉事務所、教育センター等の子どもや家庭に関する各相談機関と市の相談窓口との相互の連携を強化します。

また、子どもの人権専門委員、※人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、家庭児童相談員、保育所、認定こども園等が連携を深め、地域ぐるみで子どもの人権相談の体制を築くよう努めます。

4 高齢者

【現状と課題】

わが国は世界一の長寿国ですが、21世紀の半ばには、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会になるものと予測されています。

本市の高齢化率は、26.7%（平成20（2008）年12月1日現在）であったものが、34.2%（平成30年（2018）5月1日現在）と増加し、全国より10数年先行している状況にあり、今後、高齢化率はさ

らに高まるものと予測されます。

高齢化の進行とともに、今後、75歳以上の後期高齢者が大幅に増加するものと見込まれ、寝たきりや認知症等の介護を必要とする高齢者の増加が予想されています。

平成12（2000）年に創設された※介護保険制度により介護サービスの社会化が進んでいますが、要介護者を抱える家族の心身の負担はまだまだ重いものがあり、中には、介護を要する高齢者に対する虐待や介護が放棄されたりする事態も生じています。

また、高齢者に対する悪質商法や財産奪取等といった高齢者の権利が不当に侵害される問題も生じているところです。

人間、歳をとり、高齢期に入れば、程度の差はあっても身体の調子が悪くなったり、判断能力や運動機能が低下し、※認知症や寝たきりなどで介護が必要になる場合もありますが、それまでに果たしてきた家庭や社会への務めや貢献は正當に評価され、当然敬意が払われるべきものです。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者が、長くなった高齢期間を心身の健康を維持しつつ、「個人の尊厳」と「生きがい」を持って、社会の一員として充実した生涯を送り、たとえ介護が必要な状態になっても、個人として尊重され、その人らしい、自立した安らぎのある生活が送れるようにすることが大切です。

このため、本市では、老人福祉法、介護保険法に基づき、平成30（2018）年に「高齢者福祉計画」を策定し、高齢者福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図って来たところです。

今後は、高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らし続けることができる社会の実現を目指し、人権教育や啓発を推進する必要があります。

【具体的施策の方向】

高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心していきいきと暮らすことができ、また、長年にわたり培ってきた豊かなまなびの成果や経験等を活かして社会参加できるなど、以下の取り組みを積極的に進めます。

(1) 啓発活動の推進

高齢者が多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として、敬愛されるとともに、高齢者の一人ひとりが社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人格や人権に十分配慮する必要があることについて、市民の意識の高揚に努めることが必要です。

①「老人の日・老人週間」における取り組みを通じ、高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進が図られるよう努めるとともに、百歳高齢者訪問等や、佐賀県長寿社会振興財団による「さがねりんピック」への参加及び高齢者スポーツ大会や高齢者趣味の作品展を開催するなど高齢者の社会活動についての市民への啓発に努めるとともに活動を支援していきます。

② ※高齢社会の到来に伴い、多世代が理解し尊重しあう共存社会が望まれているところから、世代間交流を日常的に推進することが重要になっています。

老人会、学校、保育所、認定こども園と協力し合って高齢者と児童生徒等、他世代とのイベントやシンポジウムの開催等の事業を通じ高齢者と若い世代との相互理解や連帯感を深め、世代間の交流機会が充実するよう努めます。

(2) 学校における福祉教育の推進

学校教育において、生徒が、高齢社会に関する知識や福祉・介護等の問題について理解を深め、高齢者への福祉・介護等について主体的に行動できる態度が育成されるよう努めます。

具体的には地域社会の福祉分野で熱心に活動している人の講師派遣や在宅福祉サービス等の体験活動を通じて、高齢者に対する福祉教育の充実を図っています。

今後とも、福祉施設などの訪問、学校行事へ的高齢者の招待、心の交流に関する教育講演会等を通じて、福祉教育の推進に取り組みます。

(3) 高齢者の学習機会の整備、社会条件等

「明るい長寿社会」の実現を図るため、多久市老人クラブ連合会、各老人クラブが実践する事業に対して支援するなど、学習機会の充実や老人クラブ活動の充実などの条件整備により、高齢者の積極的な地域社会活動への参加を促し、自ら生きがいのある豊かな人生を創造できるよう努めます。

(4) 高齢者の雇用、就業機会の確保

本格的な高齢社会と人生80年時代を迎え、明るく活力のある豊かな長寿社会を維持していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた雇用機会の確保が重要な課題となっています。

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活かして活躍できる社会を実現するため、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動などに取り組みます。

(5) 農山村の高齢者の生涯現役支援

農林業においては、若年層の流出もあって高齢化が進んでおり、21世紀に向けて、農山村高齢者が、意欲や体力に応じて、それぞれの地域の中で生きがいを持って、暮らしていけるような条件づくりに取り組んでいくことが極めて重要となっています。

高齢者の豊かな経験や技術を活かした軽量野菜等の産地づくりや、農産物の加工・販売活動、農業体験や食農教育活動における指導、地元農産物や地域食文化の伝承活動を通して、農山村の高齢者が、いきいきと活躍できる農山村社会づくりを支援していきます。

(6) 高齢者虐待防止への取り組み

養護者、介護施設職員等による身体への暴行や介護放棄等の高齢者虐待問題は、高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することが極めて重要であるため、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成18（2006）年4月から施行されました。

虐待の定義や虐待発見者の通報義務など、この法律の広報啓発に努めるとともに、※地域包括支援センター、介護保険事業者等の関係機関と連携して虐待の早期発見、解決に努めます。

(7) 相談体制の充実

介護や支援を要する高齢者の増加、介護期間の長期化などに伴い、要介護高齢者に対する虐待は深刻な問題となっています。

また、加齢等により判断能力が低下した高齢者の増加に伴い、財産管理なども問題となっています。

高齢者に対する虐待や介護放棄、高齢者の引きこもり、悪質商法や財産奪取等といった高齢者の権利が不当に侵害される事案、その他人権侵害の発生などの救済や未然防止を図るため、地域包括支援センターによる相談活動や法務局が実施している行政・人権・登記相談及び社会福祉協議会が実施している心配事相談の周知に取り組みます。

5 障害者

【現状と課題】

わが国の障害者は、平成19年度障害者白書には、身体障害者が352万人、知的障害者が46万人、精神障害者が258万人と推計されていましたが、平成28年度障害者白書によると、身体障害者が394万人、知的障害者が74万人、精神障害者が392万人と増加しています。

障害や障害者に対する理解と認識は深まってきてはいますが、一方では、障害者に対する「いじめ」、「偏見」、「権利侵害」などの事例も生じています。

特に、精神障害者については、いまだに社会的な誤解や偏見が見られるなど、障害者に対する理解と認識は十分と言えない面があります。

本市におきましては、平成28（2016）年3月に「多久市障害者基本計画」、平成30（2018）年3月に「多久市障害福祉計画」を策定しました。

これらの取り組みにより、障害者施策の基本理念である障害がある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり（※ノーマライゼーション）の理念も、市民の間に徐々に浸透し、障害者自身のさまざまな社会活動への取り組みも活発化し、生活の質の向上への意識も高まるなど、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、障害や障害者に対する理解や認識がなお不十分であるなど、障害者の自立や社会参加を阻む障壁（バリアー）が依然として存在しており、障害者の「完全参加と平等」を目指すという観点から必ずしも十分な状況にあるとはいえません。

また、障害者の地域移行の進展や高齢化によって障害のある人の増加などが予測される中で、すべての人にとって障害や障害者の問題が自分の問題であるという認識を持つことが必要となってきています。

【具体的施策の方向】

障害のある人が将来に夢を持って、健康で安全に安心して、障害のない人と同じように暮らしを送り続けることができる地域社会、またその

持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加、参画することができる※共生社会を実現することを目的とした「多久市障害者基本計画」の基本的な方向を踏まえ、特に、障害者は自立した主体的存在であることが損なわれないよう、次のような施策を推進します。

(1) 啓発活動の推進

これまで、障害や障害者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、「障害者週間」（12月3日から9日）を中心に「人権週間」「障害者雇用促進月間」「精神保健福祉普及運動」などの時期を捉えて、市報やケーブルテレビ、チラシ等により啓発広報を実施してきました。

今後も市報等の広報媒体の活用やケーブルテレビ、チラシ等のマスメディアの協力を得ながら広報活動を展開するとともに、障害者週間推進関連事業により、普及、啓発に努めます。

(2) 障害者への理解を深めるための福祉教育の推進

学校や地域における交流及び共同学習の実施は、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するうえで大きなものがあります。

- ① 小中学校等や地域における交流教室の実施は、障害のある子どもに対する理解と認識を促進する上で大きなものがあります。

特に児童・生徒の学校外活動として、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に参加する自然体験や生活体験活動等に取り組みます。

- ② 教育関係者や児童生徒に対するボランティア活動の啓発や体験・交流活動等の推進を図ります。

また、学校や地域における講習会の開催、及びに教育関係者並びに保護者等に対する啓発事業を推進します。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、誰もが対等な関係で共に学び、ふれあい、喜び悲しみを分かち合いたいという共生の意義をより深く理解することができる良い機会ともなります。

- ① ボランティア養成やボランティア活動を推進し、障害者への理解と交流の促進を図ります。
- ② 障害者に対しても、その適性と能力に応じたボランティア活動の啓発や体験・交流活動等を推進します。

(4) 障害者スポーツ・レクリエーションの振興等

障害者スポーツは、障害のある人の体力の維持・増進・残存能力の向上のみならず、障害のある人が個々の能力や個性を発揮しながら豊かで生きがいのある生活を実現するために非常に重要であるとともに、障害や障害者に対する理解の増進と関心を高めることにも大きく寄与すると考えられます。

- ① 障害者団体等が開催するスポーツ大会を支援するとともに全国大会に参加する障害者を支援します。

- ② 障害者団体が実施する各種スポーツ大会等への、より多くの障害者の参加とボランティアの積極的な参加が図られるよう、PRを行うとともに、障害者団体やボランティアグループなどの関係機関との連携を強化します。

(5) 精神保健福祉事業の推進

最近の社会構造、人間関係の複雑化等にもなうストレスの増大により心の健康を損なう人が増加しています。

精神障害者の社会復帰、社会参加を促進していくためには、精神障害者に関する社会的偏見や誤解を是正して（心の※バリアフリー）、地域住民が障害者とともに暮らしていける地域づくりを促進していく必要があります。

このため、精神保健福祉関係業務に従事する職員を対象とした研修の充実に努めるとともに、地域住民に対する正しい知識の普及や交流会の実施を推進します。

(6) 障害者の社会参加、職業的自立の促進

障害者の職業的自立を促進するため障害者の雇用問題に関する市民、とりわけ雇用主の関心と理解を深めるため、障害者雇用支援月間（9月）を中心に、ハローワークとの連携を密にして、障害者の就職相談会、啓発活動を積極的に推進します。

(7) 相談体制の充実

住民のもっとも身近なところにおいて、障害の種別等にかかわらず、幅広い相談に適切に応じられるよう、平成18（2006）年10月に、「※小城・多久障害者相談支援センター」を小城市の小城保健福祉センター内に設置し、障害のある人や家族等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害者福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行っています。

更には、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、「地域自立支援協議会」を発足させ、小城・多久自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

また、障害者に対する虐待等の人権侵害からの救済を図るため、障害者と接する機会の多い障害者関係の相談員に対する研修、啓発を充実します。

さらに、「小城・多久障害者相談支援センター」は障害者の様々な相談等に対応するため、24時間（電話で対応）での相談体制を整えています。

6 外国人

【現状と課題】

近年の急速な国際化の進展により、諸外国との人的及び物的交流が飛

躍的に拡大し、日本に在住する外国人の数が増え続けています。

佐賀県においても同様で、在留外国人数は、平成 20（2008）年 12 月現在で 4,175 人だったのが、平成 28（2016）年 12 月現在で 5,140 人となっており、対前年増加率も 13%と全国トップの伸び率となっています。

本市では、平成 20（2008）年 12 月現在で 81 人だったのが、平成 30（2018）年 5 月末現在では 163 人と倍以上の伸びを示しています。

本市における外国人の数が増える中で、特に日本語が不自由な外国人にとっては、市民と交流するときや、必要な情報を収集するときなど、日常生活において不便な状況にあります。

しかし、現在、そうした面での行政サービスはまだ十分とはいえない状況にあります。

また、言語、文化、宗教、生活習慣など異なる外国人に対する差別や偏見はいまだに存在しています。

特に、日本語が不自由な外国人にとっては、日常生活上において、例えば就職や住宅への入居等に際し困難を感じることは想像に難くないところです。

このような問題をなくすために、同じ地域で暮らす住民であるという視点から、民族や国籍を越えて、外国人も地域社会の一員として人権を尊重され、安心して生活できる共生社会の実現のために文化や歴史についての正しい認識を醸成するなど市民の意識啓発を進め、地域レベルでの国際理解と国際化に対応した人材の育成を積極的に推進するとともに、外国人のための相談体制の充実や日本語・日本文化理解に対する支援を行っていく必要があります。

【具体的施策の方向】

(1) 外国人への情報の提供及び相談体制の整備

外国人と市民の交流の場及び情報を提供するために、財団法人「孔子の里」の中国出身者・※中国残留邦人及び教育委員会の※ALT並びに市内在住の外国人との交流を深め、国・県の情報を提供するとともに、市内で生活する外国人が円滑な生活を送れるような支援体制を整備します。

(2) 外国人児童生徒に対する支援

学校教育においては、外国人児童生徒を柔軟に受け入れ、文化と言葉の異なる外国人と日本人の児童生徒が、互いの相違を認識し尊重し合うという、国際社会での基本姿勢を学ぶことになります。

また、外国人児童生徒が学校生活に適応していけるよう、学校全体の協力体制づくり、日本語指導と教科指導の連携、学級運営等の充実を図ります。

(3) 学習機会等の充実

国際化へ対応していくためには、まず、市民一人ひとりが国際社会に対する正しい認識を持ち、国際理解を深めることが必要であり、公民館、東原庫舎を活用して学習機会の提供とともに、国際化に関する学習情報提供・学習相談体制の整備充実を図ることが重要です。

このため、国際化に関する学習情報を、県、民間団体等幅広い範囲から収集・整理・提供する体制を整備するとともに、地域住民の多様なニーズに対応するため、きめ細かな学習相談体制の充実に努めます。

7 患者等

現在、医学的に見て不正確な知識や思いこみ等による理解不足、過度の危機意識の結果、感染症や難病等を抱え暮らしている方々に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

感染症については、まず、治療及び予防と言った医学的対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権の尊重の視点も重要です。

また、生まれながらに、あるいは人生なかばで原因不明の病気に罹患し、苦しんでいる大勢の患者・家族がいます。

この難病や慢性的な病気の患者やその家族は、経済的に大きな負担となるばかりでなく、周りの人の病気に対する無理解からくる偏見や差別のため、身体的な苦痛の上に、精神的にも苦しみを感じている人が少なくありません。こうした偏見や差別の解消が課題となっています。

(1) HIV感染者等

【現状と課題】

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、エイズ（AIDS）は「後天性免疫不全症候群」といい、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫力の低下によって発病するさまざまな病気の総称（症候群）です。

また、エイズは、昭和56（1981）年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。

わが国においても昭和60（1985）年3月に安全対策を怠った非加熱性血液製剤によるHIV感染被害である薬害事象により最初のエイズ患者が発見され、国民の身近な問題として表面化し社会問題となりましたが、以後は血液製剤（輸血を含む）によるHIV感染には十分なチェック体制が取られるようになり血液製剤（輸血を含む）感染の危険は激減しています。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

しかし、HIVは日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスにもかかわらず、当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生し、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。

そして、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れました。

私たちは、誤った認識や偏見により、特別視する傾向が根強く、このことがHIV感染への無関心、HIV感染者等の偏見や差別につな

がることが考えられます。

H I V感染者等が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と支援が欠かせません。

このため、H I V感染者等についての正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、H I V感染の予防を行う必要があります。

【具体的施策の方向】

- ① H I V感染やエイズについて正しい知識と理解を深め、患者や感染者等に対する偏見・差別の解消を図るとともに、人権の尊重理解を深めるため、企業・職場の研修、広く市民を対象とした普及・啓発活動の推進に努めます。
- ② 学校教育におけるエイズ教育の推進に努めるとともに、教職員への人権意識の高揚を図るための教育・啓発を更に充実させ、その資質の向上に努めます。
- ③ 県や医療機関との連携を密にするとともに、相談等に携わる者に対する研修を実施し、人権に配慮した相談体制の充実に努めます。

(2) ハンセン病元患者等

【現状と課題】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、「らい菌」に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、飲食・入浴などの日常生活では感染することは、ほとんどありません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、我が国では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

この隔離政策は、昭和28（1953）年に改正された「※らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となり、※世界保健機構（WHO）が外来治療を勧告した後も依然として続けられました。

平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。

しかし、療養所入所者の多くは、病気は完治していますが、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、※ハンセン病の後遺症である身体の障害等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていないという現状にあります。

そのため、このような社会における根強い偏見や差別に加えて、さらには入所者自身の高齢化等により、現在も多くの人々が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難になっています。

このような状況の下、平成13（2001）年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されましたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、人誉回復及び福祉増進等の措置が図られることになりました。

【具体的施策の方向】

今日、ハンセン病患者及び元患者に関しては、ハンセン病に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件が発生するなど、日常生活における差別や嫌がらせなどの偏見や差別は根強いものがあり、大きな社会問題になりました。

このため、このような偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者等が個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するため、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発のなお一層の推進に努めます。

また、円滑な社会復帰を図れるよう、啓発資料の作成・配布、各種広報活動や講演会の開催等を通じて、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) 難病患者等

【現状と課題】

難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・闘病を必要する場合があります。

また、経済的に大きな負担となるばかりでなく、介護等に著しく労力を要するため家族にとっては、身体的・精神的な負担は計り知れないものがあります。

難病はその種類も多くさまざまな病気の特徴があり、また個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、全く健康な人と変わらない場合もあります。

さらに、就労については、重症患者など多くの患者が働くことができない上、軽症の人や症状が回復した人であっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある就職が困難なこともあります。

そのため患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠して生きている人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要になっています。

【具体的施策の方向】

難病患者等のそれぞれの人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するための環境整備を進め、正しい知識の普及・啓発に努めます。

地域で生活する難病患者やその家族などの精神的、経済的負担を軽減できるよう、また、同じ病気を持つ患者や家族等がお互いの不安や悩みを分かち合い、支え合えるように、県や難病相談・支援センターならびに医療機関等との連携を密にするとともに、相談、支援体制の充実に努めます。

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

わが国における犯罪被害者数は、平成18（2006）年における総数は約205万人でしたが、平成28（2016）年における総数は、約99万6千人と半分以上に減少していますが、犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも一生立ち上がれないほどの大きな影響を与えるものであり、これらの間接的被害も含めると被害を受けている方は相当の数になると思われます。

警察庁において被害者の視点に立った各種施策の推進のため「被害者対策要綱」が、平成8（1996）年2月に制定され、その後、犯罪被害者の人権は、頻繁に取り上げられるようになりました。

犯罪被害者は、犯罪によって生命を奪われたり、身体を傷つけられたり、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。

例えば、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判等の過程での精神的・時間的負担、周囲の偏見、風評やプライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道等による不快感・ストレスなど、被害後に生じる「二次的被害」と言われるものです。

特に、大きな精神的・心理的衝撃を受けることにより、※トラウマ（心的外傷）や※PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症し、行動範囲が狭まることにより日常生活にも支障をきたすなど、次第に孤独感を強くすることになります。こうした「二次的被害」によって、被害者は二重三重の苦しみを体験することになってしまいます。

犯罪被害者の人権や心に受けた傷に対する社会的関心が高まる中、刑事訴訟法の一部改正や、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」及び「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」等が施行され、このような経過の中、犯罪被害者等の権利と利益を保護するため、犯罪被害者等基本法が平成16（2004）年12月に成立し、平成17（2005）年4月から施行されています。

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されるケースはさまざまですが、被害者が今どのような支援を必要としているかを正確に見極め、適切に対処する必要があります。

そのためには、被害者の人権の尊重を基本とし、一方的な支援の押しつけではなく、被害者の置かれている状況や心情を理解することが前提となります。

【具体的施策の方向】

犯罪被害者に対する支援のためには、誰もが被害者になる可能性があるとの認識のうえに立って、被害者の人権を尊重し、被害者を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進することが必要です。

このため、市民の人権に対する認識と犯罪被害者に対する理解が深まるよう努めるとともに、犯罪被害者を総合的に支援するための犯罪被害者の相談機関、支援関係の諸機関等の連携を強化して支援体制の充実を図ります。

さらに、再被害防止措置や重大な犯罪の未然防止措置にも取り組みます。

(1) 啓発活動の推進

犯罪被害者が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

また犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道に対し、マスコミの自主規制を促し理解ある対応を求めます。

(2) 相談・支援体制の充実

犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるように、警察相談窓口等と連携を取り相談支援に努めるとともに、その他にも、被害者が安心して相談できる相談機関や民間支援組織等の相互連携の強化による支援体制の充実を図り、被害者が求める救済に即した総合的な被害者支援活動を効果的に推進します。

また、公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、給付金の支給が受けられるように支援し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ります。

(3) 再被害防止措置の確保

犯罪被害者及びその家族が同じ加害者から再度危害を受けることを未然に防止し、安全確保を徹底するため、警察及び関係機関における防犯指導、警戒措置等の再被害防止の措置の強化に努めます。

(4) 重大な犯罪の未然防止措置

重大な犯罪を未然に防止することが、犯罪被害者対策としては重要な課題ですが、重大な犯罪は、地域や家庭内、親密な関係で発生することも多いことから地域や家庭内等における犯罪の防止についても取り組みます。

また、ストーカー行為や無言電話、その他児童生徒に対する不審者の声かけ等に対し、地域のボランティアの協力を得て、犯罪の未然防止に努めます。

9 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化社会（IT社会）が急速に進展し、誰でも情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、わが国の※インターネット利用者は、ここ数年で急激に増加しており、平成28（2016）年度には世帯普及率も83.5%に達しています。

そして、この近年の急速なインターネットの普及を背景に、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかにホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等により、プライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布が増加しています。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や

差別を助長する表現等によって、個人や団体にとって有害な情報の掲載、また未成年被疑者の実人・顔写真の掲載等、プライバシーに関わる人権問題が多数発生しています。

そして、その情報は一瞬にして大勢の人々に伝わってしまい、取り返しのつかない事態を引き起こすこともあります。

また、携帯電話の急速な普及に伴い、いわゆる「出会い系サイト」による児童買春、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどによる子どもに対する人権侵害も深刻な社会問題になっています。

【具体的施策の方向】

市では、※インターネットによる人権侵害を防ぐために、利用者一人ひとりが、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう、以下の取り組みを積極的に進めます。

(1) 啓発活動の推進

平成14（2002）年5月に施行されたいわゆる「※プロバイダ責任制限法」には、インターネット上など、情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダや※サーバの管理者などに対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、こうした法的措置の周知を図ります。

また、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する恐れのある悪質な差別的な書き込みや個人情報等の無断掲載などに対して、プロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れて、自主規制を促したり、発信者が特定できる場合は、本人に対して啓発を通じて侵害状況の排除に努めます。

しかし、違法・有害なインターネット上の差別表現を規制する制度がまだ不十分なこともあり、なかなか有効な手段がとれない状況にあることを踏まえ、国に対して、法的措置を含め、適切な対策が講じられるよう要請していきます。

また、広く市民に対し、利用者一人ひとりが人権問題についての正しい理解のもとに人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。

(2) 学校における情報教育の推進

学校教育の現場においても、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題など、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ります。

10 人権に関わるさまざまな課題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権課題の他にも、次のような課題が存在します。

(1) 個人情報の保護

高度情報通信社会の進展に伴い、情報通信、金融・信用、医療をは

じめとした各分野で個人情報の利用が著しく拡大しています。

個人情報は、いわゆるプライバシーに密接に関わる情報であり、その取扱いによっては、個人の人格的、財産的な権利利益を損なうおそれがあります。

近年、情報化社会の急速な進展の中で、企業等が保有する顧客情報などの個人情報が、外部に流出する事件が相次いで発生しており、架空請求などの犯罪に利用される事態も懸念されています。

このことから、個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として平成15（2003）年5月に公布され、平成17（2005）年4月1日に全面施行されました。

本市においても、市民に対して“自分の情報は自分で守る”意識づくりに努めるとともに、事業者には個人情報の適正・安全な取得・管理への自律的な取り組みを実施するよう支援します。

（市が管理する個人情報の保護について）

市政を進めていく上で、市の各機関で必要最小限の個人情報を預かることがあります。当然、この個人情報についても漏えいなどの危険から保護する必要があります。また、市の機関が恣意的に他の目的に流用するようなことがあってはなりません。

このため、市では、平成14（2002）年9月から、市が管理する個人情報の保護条例を施行し、①個人情報の利用目的を明確にすること、②万が一個人情報を漏えいした職員に対しては最高2年の懲役刑を創設することなどの規制をしています。

また、こういった法令規制事項に加えて、①個人情報を預かる際に、その利用目的を本人にお知らせすること、②個人情報の取扱いに関して疑義が生じた場合の問い合わせ先の明記といった具体的な対応が重要です。こうしたことを徹底するため、職員への徹底、市民への啓発に努めます。

（2）ホームレス

近年のわが国の経済・雇用情勢等を反映し、失業などの経済的要因に加え、家庭問題等の個人的要因が複合的にからみあって、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちが都市部を中心に徐々に増えつつあります。

ホームレスの多くは、衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなどの問題を抱えており、また、一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行による殺傷事件など深刻な人権問題も発生しています。

平成14（2002）年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定められています。

ホームレスに関する問題については、市民の理解と協力のもとに、偏見や差別意識を解消し、国、県、他市町、関係機関等と連携・協力しなが

ら、ホームレスの社会的自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

(3) L G B T s（性的少数派・セクシャルマイノリティ）

L G B T s に関する公的な統計調査はありませんが、平成 2 7（2015）年に民間が実施した調査では、日本の総人口に占める L G B T s の人たちの割合は 7. 6 % という結果が出ています。

L G B T s は、生まれながらにして、からだの性とところの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

また、就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見により、嫌がらせや侮蔑的な言動をされるなど様々な不利益や差別を受けることがあります。

性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、平成 1 6（2004）年に「※性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を制定し、家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更することが可能となりました。平成 2 0（2008）年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で、身体的負担が大きいこと等から依然としてハードルが高いのが現状です。

しかし、今なお公文書の性別記載欄の問題をはじめ、医療の受診、住宅への入居などさまざまな問題が指摘されています。

そのため、L G B T s に対する理解不足に基づく偏見や差別意識を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現するため、性同一性障害のある人の人権に対する正しい理解と認識が深まるための啓発活動の推進に努めます。

(4) その他の人権課題

その他にも、例えば、本人に更生の意欲があっても、地域住民の根強い偏見や差別意識が問題となっている刑を終えて出所した人の人権問題や同性愛者への差別といった性的指向に係る問題、さらにはアイヌの人々の人権問題、中国残留孤児やその家族の人権問題などの人権に関するさまざまな課題があります。

このような、さまざまな人権課題に対しても、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題の状況に応じた取り組みを進めます。

第4章 推進体制等

1 推進体制等の整備

人権尊重の基本理念が、市のあらゆる施策の基礎に据えられ、人権施策を着実に推進するため、全庁的な取り組みを総合的かつ効果的に進めるとともに、国、県、関係団体等との連携・協働のもと、人権施策の積極的な推進を図ります。

また、各関係部署等においては、この基本方針の趣旨を踏まえ、関係施策を積極的に推進します。

(1) 市の推進体制

本市では、人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、人権・同和対策課が核となって総合的に施策の推進を図ることとします。

人権施策の推進に際しては、この基本方針を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら諸施策を積極的に推進します。

なお、関係部署等の緊密な連絡調整を図ることにより、総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2) 国、県、関係団体等との連携

人権施策は国、県、市がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。

このため、国（佐賀地方法務局・佐賀労働局）や佐賀県人権擁護委員連合会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発事業の実施や相互の人権教育・啓発に関する取り組みを推進します。

また、国・県に対しては、人権施策を推進するために必要な財政面での適切な支援等の要請も行っていきます。

(3) 市民、企業、市民団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりがその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、いじめなど、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。

また、企業やNPO法人、市民活動・ボランティア団体等の民間団体が行う人権に関わる広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、さまざまな人権の各個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、今後さらに市が行う人権啓発事業において、市民や企業、民間団体等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取り組みを推進し、市民参加型の効果的な啓発活動を行います。

また、これらの自主的・主体的な取り組みを促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

2 人権施策の公表と基本方針の見直し

(1) 人権施策の公表

この基本方針に則った人権施策が適正に遂行されるよう、あらゆる機会を通じてこの基本方針の周知を図ります。

また、市民の参加により人権施策を推進するため、市が実施した人権施策について定期的に公表し、人権施策についての市民意識の把握に努めます。

(2) 施策の点検・評価

人権施策を総合的、効果的に推進するためには、取り組みの実施状況だけでなく、どのような成果があったかという視点で、分野ごとに点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

(3) 基本方針の見直し

この基本方針は、今後の人権問題を取り巻く国・県の動向や国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、また価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



用語解説

【あ】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）

昭和40（1965）年に採択された条約。

締結国が、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。わが国は平成7（1995）年12月に批准している。

インターネット

世界規模のコンピューターネットワーク。アメリカ国防総省が構築した実験的な軍事用ネットワークから発展し、大学・研究機関のコンピューターの相互接続により、全世界を網羅するネットワークに成長。パソコン通信のように一台のホスト・コンピューターがサービスを提供するのではなく、全世界に分散するサーバにより運用・管理される。

インフォームド・コンセント

患者が、医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上同意すること。

A L T（外国語指導助手）

昭和62（1987）年8月から地方自治体が、自治省、文部省、外務省の協力の下に実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」によって来日し、中学校において英語指導に当たっている者。日本人教員とチーム・ティーチングをすることで生徒は生きた英語に触れることができる。

エイズ

エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）は、原因となるウイルスHIV（ヒト免疫不全ウイルス）が人に感染した結果、主に、病原体の進入から生態を守っている免疫系が傷害されて免疫不全状態となり、重症の日和見感染を合併したりする病気をいう。

H I V感染者

ウイルスHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人。

N P O法人

正式名称は「特定非営利活動法人」。

1998年に施行された特定非営利活動促進法により法人として認証を受けた団体のことをいう。な

おN P Oとは「Non-Profit Organization」（民間の非営利団体）の略であり、さまざまな活動を通じて社会的使命・課題（ミッション）を実現するために活動する団体のことであり、法人格の有無は問わない。

えせ同和行為

同和問題は、怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、同和の人を人乗り、さまざまな不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。

えせ同和行為は、これまで同問題の解決に真摯に取り組んできた人々や、同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発効果を覆し、同和問題に対する誤った認識を植えつけるという悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

エンゼルプラン

平成6（1994）年11月に文部、厚生、労働、建設の4大臣合意の形でまとめられた「今後の子育てのための施策の基本的方向について」と題する計画。女性が平均して産む子どもの数を表す合計特殊出生率が持続的に低下し、人口高齢化が一層深刻化するなかで、子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するため、保育、雇用、教育、住宅などにわたる施策の基本的方向と重点施策を定めている。

小城・多久障害者相談支援センター

小城市の保健福祉センター「桜楽館」内に、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した社会生活が営むことができるよう支援するため、専門職員を配置している。

オゾン層

大気の成層圏の、地上から10～50キロにある、オゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。

【か】

介護保険制度

急速な人口の高齢化の中で、たとえ介護が必要な状態になっても可能な限り自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択により保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するとともに、介護者等の負担軽減も図るなど、老後の不安要因である「介護」を社会全体で支えていくことを目的に創

設された制度で、平成12（2000）年4月から施行されている。

慣習

ある社会の内部で歴史的に発達し、その社会の構成員に広く承認されている伝統的な行動様式。ならわし。風習。

基本的人権の尊重

人権は、すべての人間が生まれながらに享有する永久不可欠の権利にほかならない。また、すべての人間に普遍的に保障された権利であり、人間が生まれながらに享有する。人間固有の、自己以外のいかなるものからも侵されることのない不可侵の権利である。そして、現在のみならず将来の国民にも等しく与えられた永久の権利。

教育基本法

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」「教育憲章」といわれることもある。

平成18（2006）年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正したものである。

共生社会

人類が直面するさまざまな危機を克服していくためには、一人ひとりが個性を大切にしながら、多様性や他者を認め尊重し、共に生きることが大切な社会。

孔子

今から2560年以前の中国人で偉大なる思想家、教育家で、儒学の祖といわれ人に道を説かれた偉大な人。

高齢社会

国連では、65歳以上の人口比率が7%以上の場合に、「高齢化した社会」と分類している。「高齢化社会」が高齢化しつつある社会であるのに対し、「高齢社会」は高齢化が進行して高齢化率が14%以上に対し、それが持続する社会を目指す。

国際人権規約

- ① 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）、③自由権規約の選定議定書から成り立っている。わが国は、①及び②の二つの規約について、昭和54（1979）年6月に批准している。

心のセミナー

同和問題をはじめとする人権問題への理解と認識を深め、その早期解決を目指すため、各種団

体・組織等の指導的立場にある方々や、人権・同和問題の学習に関心がある方を対象に学習を行うことで、市民の啓発に資することを目的とする。

【さ】

サーバ

インターネットにおいては、ホームページの表示やメールの送受信、ネットゲームの接続などのサービスを提供する機械。

酸性雨

大気中の二酸化硫黄や窒素酸化物が溶け込んでいて酸性度の強い雨。動植物その他に被害を与える。

砂漠化

砂漠周辺の土地が生産力を失った状態のこと。過放牧・森林破壊・干魃（かんばつ）などが複合して砂漠が拡大する。

児童委員

児童委員は、児童・妊産婦の生活と環境の状況把握、その保護、保健などに関する援助・指導や児童相談所や福祉事務所などと連携、協力を行う。児童委員には区域担当の児童委員と主任児童委員の二種類がある。前者は担当地域を受け持つて、地域社会の福祉のさまざまな問題に関わっていくのに対し、後者は専ら児童委員として地域の児童問題をくみあげ、関係機関と連携をとっていく役割を担っている。また、児童委員は、民生委員が兼務することとなっている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された条約。前条及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している、わが国は、平成6（1994）年に批准している。

児童福祉法

児童の生存権を保障する健全育成と、全児童の福祉の増進を基本精神とした総合的基本法として昭和22（1947）年に制定された。平成10（1998）年4月の改正で、児童が成長し、大人になるまでに社会的、経済的に自立できるように支援することに力点がおかれた。

児童虐待

「児童虐待の防止に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴力を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、又はさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54（1979）年12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって、生き方を制限されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置をとることが、批准国に求められている。わが国は、昭和60（1985）年6月に批准している。

障害者基本法

障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項等を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

ジェンダー

女性と男性という生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

ジョグジャカルタ原則

平成18（2006）年、元国連人権高等弁務官をはじめ、国連人権機関などの専門家によりつくられた文書。

性的指向および性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書。LGBTIの人の権利に関する文書。

人権教育のための世界計画

平成7（1995）年に作成された人権教育のための国連10年（1995年～2004年）行動計画

人権文化

全ての人々が共に同じように社会で生活していく共生社会の実現のためには、お互いに多様な個性、価値観や生活スタイルを認め合い、支え合って生活する気持ちを持つことが必要で、そのためには、全ての人々が人権に対する正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚が図られた社会。

人権擁護委員

住民の日常の生活に接しながら、自由人権思想を普及し、高めるとともに、住民の人権が侵害されないよう監視して、人権擁護に努める委員。

人権擁護施策推進法

「人権の擁護に関する施策の推進について国の責任を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって、人権の擁護に資することを目的」として平成8（1996）年12月26日に公布された法律。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物。待ち伏せ・尾行・手紙や、昼夜をかまわないでファクス・メール・電話などの行為を執拗（しつよう）に繰り返す。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定めた。なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、わが国では12月10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアルハラスメント

「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るもの」であり、日本では、一般的に「セクハラ」と略して、使用されることが多い。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」環境型セクシュアルハラスメントと規定している。

性同一性障害

性自認と身体の性とは、逆の性別である人。
平成8（1996）年の埼玉医大の倫理委員会の答申では、「生物学的には、完全に正常であり、しかも、自分の肉体がどちらの性に属しているのかをはっきりと認識していながら、その半面で、人格的には、自分が別の性に所属しているのかをはっきりと認識していながら、その半面で、人格的には、自分が別の性に所属していると確認し、日常生活においても、別の性の役割をはたそうとし、さらには、変性願望や性転換願望を持ち、実際に実行しようとする人である。」と定義されている。

性犯罪

違法な方法によって性欲を満足させる行為で罪となるもの。広義では、変態性欲に基づく犯罪を含むことがある。

【た】

多久市教育基本方針（平成20年度）

国際化の進展、ICT社会の実現、少子化問題、価値観の多様化等、今日のさまざまな社会情勢の変化の中で、教育行政は、普遍性と新しい時代への適応性が求められている。

また、地方分権と規制緩和が進む中で、教育の責任と権限が地方自治体に拡大されつつある今日の教育改革に対しても、柔軟に対応しなければならない。このような情勢を踏まえ、教育的風土の中で連帯に支えられた潤いのある地域社会の創造を図るとともに、知性、感性、道徳心や体力等の調和のとれた健康で豊かな人間性を培い、自ら学ぶ意欲と社会に貢献する責任を自覚し、心身ともにたくましい市民の育成を目指すため、学校、家庭、地域社会のそれぞれが教育的役割を果たすことができる教育環境の整備を目指す。

多久聖廟

「孔子」を祀る廟。1708年に多久市多久町東の原に建立。儒学の祖「孔子」をしのぶ祭典（釈祭〔せきさい〕）が春と秋に行われる。

多久市男女共同参画計画

わが国の憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、いろいろな施策が取り組まれてきました。しかし、大事な意思決定の場に女性が加われなかったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会づくりが求められています。男女共同参画社会の実現は21世紀の日本において最重要課題のひとつとして位置づけられており、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を果たしながら連携して総合的に進めていくことが必要となります。多久市においても、男女がお互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮し、いきいきと輝く、男女共同参画社会の施策の基本となるよう平成15（2003）年3月に「多久市男女共同参画計画」を策定した。

多久市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同対策審議会答申の精神にのっとり、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい多久市の実現に寄与することを目的とする。

多久市部落差別撤廃・人権擁護審議会

多久市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の規定に基づいて設けられた審議会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を形成するための基本的な考え方を定めた法律。国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。平成11（1999）年6月施行。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と位置づけされている。

男女雇用機会均等法

法のもとの平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女子労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

地域包括支援センター

介護保険の見直しにおいて、「地域包括ケア」の考え方が基本とされました。この地域包括ケアは、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、「地域包括支援センター」は、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、①総合相談支援・権利擁護、②包括的・介護予防ケアマネジメント支援、③介護予防ケアマネジメントといった機能を担います。また、地域包括支援センターは、このような機能を的確に果たすために、複数の専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）を配置して、これらの多職種連携により、時に協働し、時に一体となって、高齢者の在宅での生活を支え、地域生活に安心を提供する役割を持っている。

地球市民

1970年代に登場した概念であり、地球的視点で行動する主体をさす。

地球の温暖化

地球の表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。また、大気や海洋の平均温度の上昇だけではなく、生物圏内の生態系の変化や海水面の上昇による海岸線の侵食といった、気温上昇に伴う二次的な問題も含まれる。

中国残留邦人

太平洋戦争の終戦時に満州にいた日本人居留民は、ソ連軍の攻撃と中国人による報復にさらされつつ、自力で避難した。その途中、多数の乳幼児が中国人に助けられたり、肉親から中国人に託された。中国残留邦人として確認され、そのうち身元が判明したのは、まだ半数であるといわれている。

テロ

一般に恐怖心を引き起こすことにより、特定の政治的目的を達成しようとする組織的暴力行為、またはその手段を指す。

同和教育集会所

同和対策事業として設置された、教育集会所をいう。行政的には文部科学省が管轄しているので、教育集会所と称されることが多い。

多久市で、多久市立鳥居原教育集会所、多久市立同和教育集会所の2箇所があり、社会教育活動の充実・発展を図ることを目的としている。

同和教育推進教員

同和教育に全教員が積極的に取り組むために、その推進役を果たす教員。校区に同和地区を含む学校の教職経験が豊かで実践力に富むものが、各学校に任じられている。

同和対策審議会

同和問題の解決に資するため、総理府に付属機関として、昭和35（1960）年8月13日に設置された。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議する。また、以上の事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、建議することができる。

同和対策審議会答申

昭和40（1965）年に総理大臣の諮問を受け、「同和問題の早期解決のため」の答申。この答申では、「同和問題の解決は、国責務であり、同時に国民的な課題である。」としています。答申をふまえて昭和44（1969）年に同和問題解決のために、「同和対策特別措置法」が制定され、各種の事業が取り組まれた。

同和対策事業特別措置法

同和地区における生活環境の改善、経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、国及び地方公共団体が、協力して行う同和対策事業の目的を明らかにするとともに、この目的達成のために必要な特別措置等を定めた10年間の時限立法として、昭和44（1969）年に施行。さらに、法期限が3年延長された。（昭和44年～昭和56年）

同和問題啓発強調月間

平成3（1991）年度より佐賀県が同和問題を正しく理解し、差別のない明るい社会を築くことを目的に制定され、8月に集中的に同和問題の啓発を行っている。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無

視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含む、また概念をいう。

トラウマ（心的外傷）

犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害家族や友人の死などの個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける精神的な傷をいう。

【な】

難民の地位に関する条約（難民条約）

昭和26（1951）年7月に採択された条約。本国の庇護を欠く難民の権利保護を規定している。迫害の恐れのある地域への追放、送還も禁止している。わが国は、昭和56（1981）年10月に批准している。

ニーズ

社会的な要求に対応した研究や開発。

認知症

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって、日常生活に支障をきたした状態を言う。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルという考え方。

【は】

ハンセン病

ハンセン病は、きわめて感染力の弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌性感染症です。かつては「らい病」とよばれ、遺伝病のように考えられていた時代もありました。現在は、1873年にらい菌を発見した、ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、「ハンセン病」と呼ばれている。

バリアフリー

障害のある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリアー）となるものを除去するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物的障壁という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

プライバシー

私事が内密であること。私人の秘密。他人に知られたくない私事。

「部落地名総鑑」復刻版出版事件

川崎市の出版社「示現舎」（代表・宮部龍彦）が、「全国部落調査」の復刻版を4月1日から販売するとネットに発表し、予約の受け付けを開始した事件。

プロバイダ責任制限法

インターネット上の情報流通によって他人の権利が侵害されたとされる場合には、情報発信者、権利者、特定電気通信役務提供者（サーバの管理・運営者や電子掲示板の管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の三者の利害関係が絡むため、時として、その情報流通に対するプロバイダ等の対応には困難な場合がある。このような中で、平成13（2001）年11月にプロバイダ等の民事上の責任を制限する規定を有する特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下、「プロバイダ責任制限法」又は単に「法」という。）が成立した。

ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。

憎悪に基づく差別的な言動。人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすることが特徴。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

事件等の出来事によりトラウマ（心的外傷）を受けた人が、その出来事の数週間から数ヶ月後に「そのときの苦痛をたびたび再体験する」「事件等を思い出させる行為や状況を回避する」「緊張感から来る不眠や、びくびくしたりする状態が、長時間続く」等の持続的、精神的、身体的症状を呈することを言う。

ボーダレス

境界がない、国境がない。

ホームレス

住む家のない路上生活者。

ホームページ

ウェブサイトのトップ（最上位）のページ。またはウェブページ自体の総称。本来は、ブラウザを利用して閲覧する最初のウェブページのこと。

ボランティア

自発性、公益性、無償性を原則として、本来の仕事や学習とは別に、地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供すること。

【ま】

マスメディア

マスコミュニケーションの媒体。新聞、出版、放送、映画など。大衆媒体。大量伝達手段。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村におかれる民間奉仕者であり、社会奉仕の精神をもって、地域社会において、福祉に関わるさまざまな調査や相談及び福祉の措置を必要とする人に対する指導、助言にあたる一方、福祉事務所、各種相談所など関係行政機関に対する協力活動をする委員をいう。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の生活と環境の状況把握、その保護、保健などに関する援助・指導や児童相談所や福祉事務所などの連携、協力を行う。

門地

家柄。門閥（もんぱつ）。

【ら】

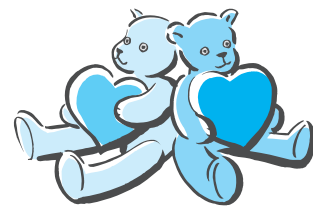
らい予防法

昭和28（1953）年8月15日施行。らいを予防するとともに、らい患者に医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

リプロダクティブヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念。「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。

リプロダクティブヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



多久市部落差別撤廃、人権擁護に関する条例

(条例第24号平成7年9月26日公布)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい多久市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実及び人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体との協力関係を密にし、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、部落差別の撤廃をはじめ、人権擁護の諸施策を円滑に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

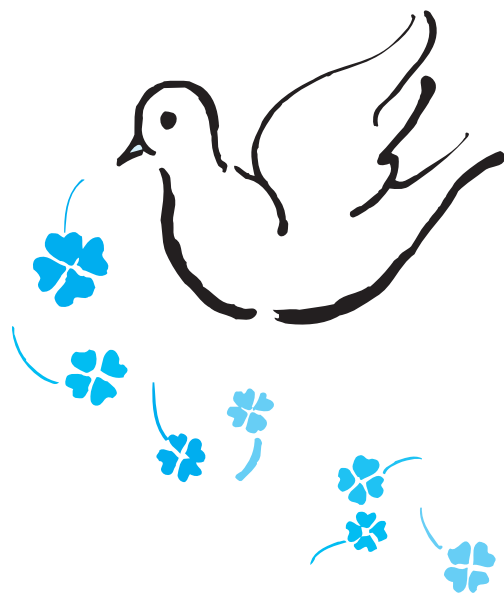
第7条 部落差別をはじめ人権擁護に関する重要事項について調査審議するため、多久市部落差別撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



多久市人権教育・啓発基本方針第一次改訂策定委員

【部落差別撤廃・人権擁護審議会委員】

選 出 母 体	役 職 名	氏 名	備 考
市 議 会 議 員	総務文教委員会代表	中 島 國 孝	
〃	産業厚生委員会代表	角 田 一 彦	会 長
教 育 機 関 の 職 員	学 校 代 表	峰 茂 樹	
〃	学 校 代 表	釘 本 浩	
社会教育団体関係者	社会教育委員代表	野 田 勝 人	
〃	多久市男女共同 参画ネットワーク	南里恵美子	
学識経験を有する者	人権擁護委員代表	吉 永 雅 紀	
〃	嘱 託 員 会 代 表	野 田 義 雄	副会長
行 政 機 関 の 職 員	副 市 長	荒 瀬 弘 之	
〃	教 育 長	田 原 優 子	

幹 事	教 育 振 興 課 長	陣 内 紀 朗
〃	学 校 教 育 課 長	石 田 俊 二
〃	教育振興課社会教育係長	森 永 智 大
〃	人権・同和对策課長	増 本 哲 明
〃	人権・同和对策課係長	平 野 恵 美 子



多久市民憲章

(昭和52年5月1日 告示第19号)

わが多久市は、緑の山に囲まれた自然と歴史に恵まれ、輝かしい伝統と
限らない発展性を持った都市です。

私たちは、多久市民であることを誇りと責任をもち、郷土の繁栄とお互
いの幸福をきずくために、みんなで力を合わせ生活向上のよりどころとし
てこの憲章を定めます。

1 私たちは、おもいやりの心を持って、

すべての人に親切にしましょう。

1 私たちは、働く喜びをわけあって、

明るい家庭を作りましょう。

1 私たちは、老人をいたわり、

子どもに愛の手をさしのべましょう。

1 私たちは、自然と文化の調和をはかり、

住みよい社会をつくりましょう。

1 私たちは、豊かな教養を身につけて、

市民生活を高めましょう。

多久市人権・同和対策課

〒846－8501

多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL 0952－75－4824

FAX 0952－74－3284

URL: <http://www.city.taku.saga.jp/>

平成31年3月